




# 第4章

## 地域別構想

---

- 1節 地域別構想とは
  - 2節 地域区分について
  - 3節 今市地域
  - 4節 日光地域
  - 5節 藤原地域
  - 6節 足尾地域
  - 7節 栗山地域
- 



## 第4章 地域別構想

### 1 節 地域別構想とは

地域別構想は、市全体を対象として全体構想に即しつつ、地域毎にその特性を踏まえまちづくりの方針を定めるものです。

### 2 節 地域区分について

本市が栃木県の25%におよぶ広大な市域を有していること、まちづくりのまとまりや連続性を考慮し、旧自治体の区分をもとに「今市地域」、「日光地域」、「藤原地域」、「足尾地域」、「栗山地域」の5地域とします。



図 地域区分図



(1) 人口世帯数の状況

- 人口減少・世帯数増加の傾向にあり、世帯当たりの人員は減少しています。
- 年少・生産年齢人口割合が低下、老年人口割合は上昇しています。

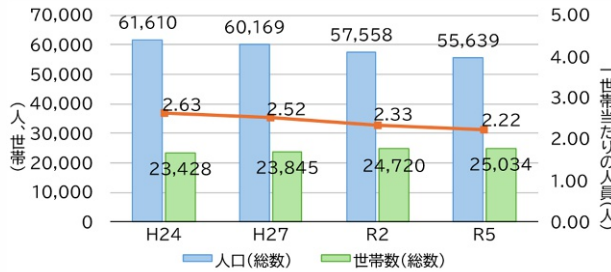


図 人口・世帯数の状況

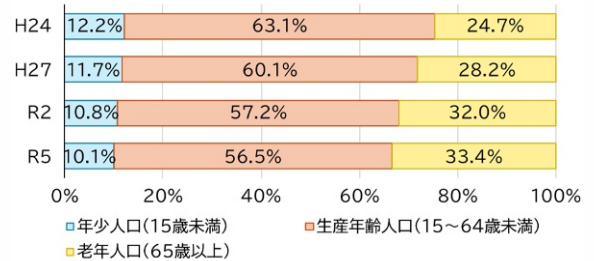


図 年齢3区分別人口の推移

(2) 市民意向調査結果（現状の満足度・将来の重要度）

- 山並み景観、自然環境、住みやすさ、ごみ処理・汚水処理施設への満足度が高く、公共交通の利便性・工業地の環境への満足度が低くなっています。
- ごみ処理・汚水処理施設の維持管理や公共交通の利便性の重要度が高く、工業地の環境や身近な公園緑地の維持管理の重要度が低くなっています。

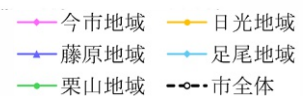
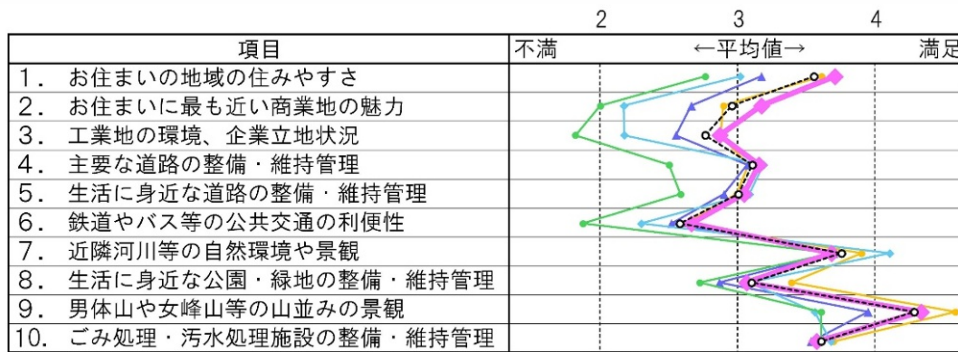


図 現状の満足度(上)と将来の重要度(下) ※回答者数 649人

## 2. 地域の課題

### (1) 土地利用

- 市の中心としての多様な交流機能の向上、中心市街地の活性化、都市機能の向上を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化に対応した土地利用の検討、地域コミュニティの維持が必要です。
- 用途地域内の計画的な土地利用、用途地域外の無秩序な開発への対応が必要です。

### (2) 交通体系

- 公共交通の利便性向上、駅での交通結節点の機能強化が必要です。
- 道路ネットワークの形成が必要です。



### (3) みどり・景観

- 日光杉並木街道をはじめとした緑の保全・活用が必要です。
- 本市の中心にふさわしい街並み景観を形成する必要があります。
- 日光街道・例幣使街道・会津西街道の3街道が交差する宿場町としての歴史性を活かしたまちづくりが必要です。



### (4) 防災

- 鬼怒川・大谷川等の浸水等への対応が必要です。
- 土砂災害ハザードエリアにおける被害低減・回避策の検討が必要です。



### (5) 生活環境

- 既存インフラの維持と計画的な更新、必要に応じた用途地域内での面的整備の検討が必要です。
- 空家等の発生抑制・適正管理・利活用、管理不全の空き家への対応や既存ストックの活用検討が必要です。
- 駅周辺の道路の拡幅整備に併せた魅力ある空間形成が必要です。



### (6) 観光・産業

- 魅力ある拠点形成、多様な交流機能の向上が必要です。
- 既存産業の維持、工業地の環境整備が必要です。



### 3. 地域のまちづくりの目標

地域の課題解消を見据えたまちづくりの目標を次のとおり設定します。

目標1 多様な機能が集積し、市民や来訪者が集まり・共存する本市の中心にふさわしい地域づくり

目標2 日光杉並木街道や周辺の山並みと一体となったうるおいある街並み景観づくり

目標3 市街地の回遊性を高める取組みを進め、市民・来訪者が移動しやすく拠点内外の連携を高める交通環境づくり

目標4 大谷川・鬼怒川等の水・みどりの保全による環境に優しい地域づくり

目標5 大谷川・鬼怒川等の浸水対策等を通じた安全・安心に暮らせる地域づくり

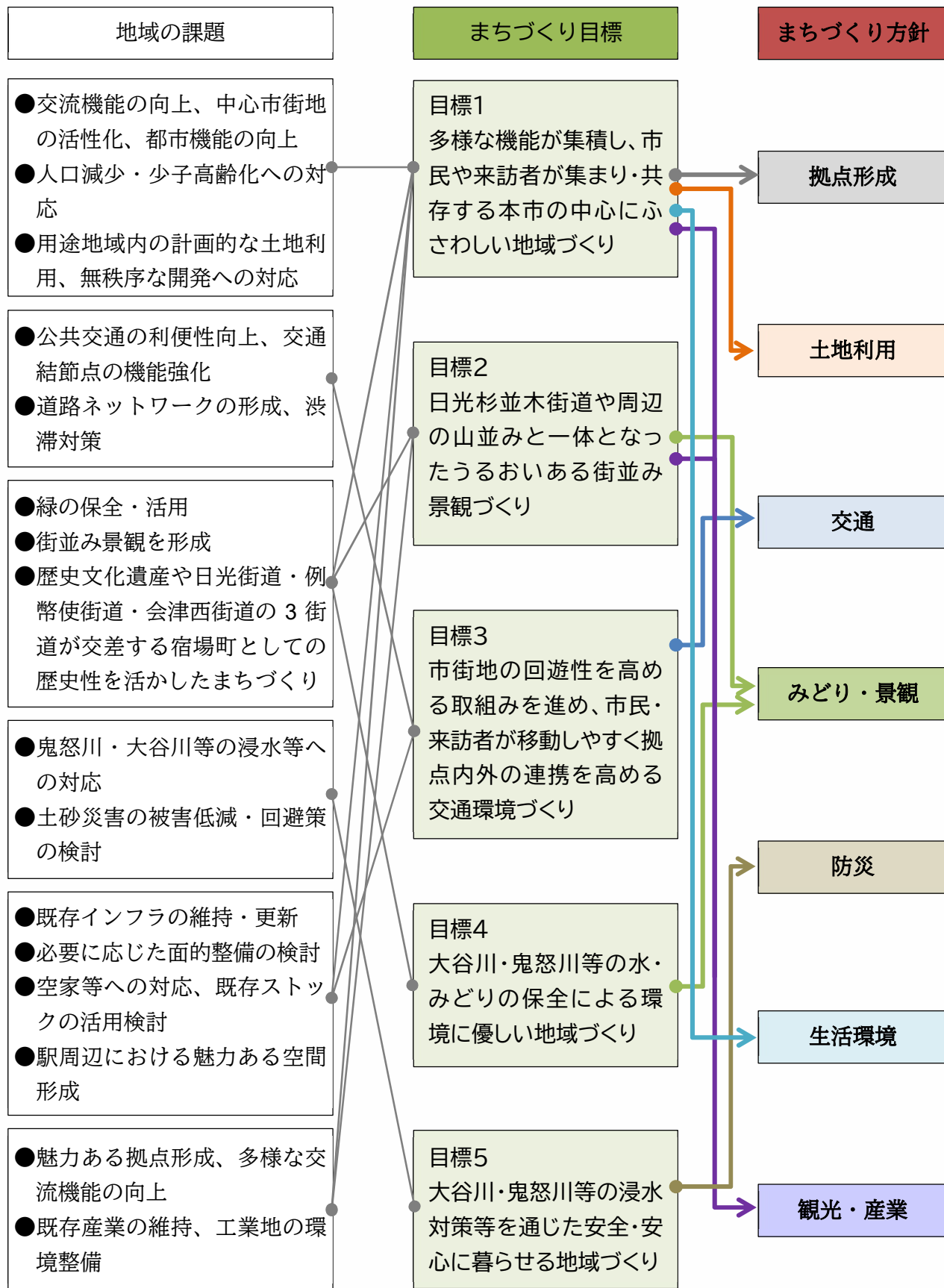


図 今市地域における課題・まちづくり目標・まちづくり方針

## 4. 地域のまちづくりの方針

### (1) 拠点等の形成方針

#### 1) 今市拠点

- 交通が集中する本市の玄関口（ゲートタウン）であるとともに、高次の公共・公益施設に加え、交流機能・商業・業務・観光・居住機能を確保する本市の要となる拠点を形成します。
- 日光市立地適正化計画に基づいて都市機能の誘導や居住の誘導を適切に行うことで、生活の場と商業・業務などの産業・経済活動、地域の文化が良好な関係で共生する住宅地の形成を目指します。
- 道路等の公共空間を活用し、回遊性があり歩いて楽しめる賑わいの場を創出し、地域全体の価値向上を図ります。

#### 2) 南原拠点

- 下野大沢駅周辺の地区は、地域住民の利便性を確保する日常的商業地の形成を図り、現在の住環境を維持しつつ、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点を形成します。
- 今市拠点との連携強化を図るための道路整備を推進します。

#### 3) 観光レクリエーション地区

- 日光だいや川公園観光レクリエーション地区は、豊かな自然環境を活かした広域的な自然体験型レクリエーション地区として利活用の増進を図ります。
- 霧降高原観光レクリエーション地区は、霧降高原、霧降の滝などの自然環境を保全するとともに自然に親しむ体験観光やライフスタイルの多様化による別荘地としての活用など、自然と調和したレクリエーション機能の充実を図ります。

#### 4) 産業地区

- 「轟産業地区」に位置する大日光（轟）工業団地は、工業の利便増進を図るとともに、工業団地としての充実を図ります。
- 「土沢産業地区」に位置する日光産業団地は、製造業や物流業だけではなく医療や福祉を含む総合的な産業振興を図ります。
- 「小代産業地区」は、既存工場を中心に工業の利便性を確保します。
- 工業の利便増進を図るため、工業団地と日光宇都宮道路（土沢 IC・大沢 IC）を連絡するネットワーク機能の向上を目指します。
- 新たな工業地の配置にあたっては、交通利便性が高い日光宇都宮道路の IC や主要な幹線道路周辺、既存工業団地の隣接地、電力や通信インフラが十分に整備されている地域などにおいて、良好な就業環境の形成や地域活性化を考慮し、必要規模を適切に配置します。

## (2) 土地利用

### 1) 市街地ゾーン

- 今市中心市街地の住宅地は、周辺土地利用などを考慮した良好な住環境、鉄道・バスなどの公共交通の利便性並びに公共公益施設、医療・福祉及び商業サービスなどの都市機能が確保された、集約的な都市構造の実現を目指します。
- 住宅地では、道路、公園などの都市基盤整備の推進や地区計画の活用とともに、既存ストックを有効活用し、良好な居住環境の形成を図ります。
- 商業地は、都市の賑わいを創出する都市的商業地や日常の利便性を確保するための日常的商業地、観光客を対象とした観光的商業地があり、それぞれが共存する形で賑わいの創出を目指します。
- 街並み、駐車場、道路などの整備により中心市街地の活性化を図ります。
- 工業地は、産業の高度化への対応と生産活動の効率化を図るため、現在及び将来の工業生産規模並びに周辺住宅地などに及ぼす影響などを踏まえ、緑地空間などのオープンスペースを確保するなど周辺環境に配慮します。
- 必要に応じて用途地域の見直しや地区計画制度等の導入を検討し、適切な土地利用を図ります。

### 2) 田園ゾーン

- 自然環境を保全すべき区域と既存住宅地の居住環境の向上を図る区域を明確にし、適正な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域の指定を検討します。
- 優良農地の保全と農業基盤整備を促進します。
- 幹線道路沿道において商業施設の立地が盛んな豊田地区については、適正な用途地域の指定や地区計画などにより、周辺環境と調和した市街地の形成を検討します。
- 下野大沢駅周辺は、宇都宮市へのアクセスが至便なことから、無秩序に市街化が進行しています。良好な居住環境の保全や周辺の農地等との共存を図るため、地区計画制度等の導入を検討します。

### 3) 自然環境保全ゾーン

- 谷部や山腹部に存在する、ある程度まとまった市街地や集落については、既存市街地における既存ストックを活かした公共公益・商業・居住機能を充実させ、地域の特性を活かした自然にやさしい住環境の整備を図ります。
- 大谷川などの自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

### (3) 交通

#### 1) 道路整備の方針

- 道路は利用目的や道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。
- 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の移動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- 整備が完了している道路は維持管理を行い、未整備区間は整備を推進していきます。また、整備の目処が立っていない区間については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワークの構築を図ります。

#### ① 広域幹線道路

- 県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。

- ・ 宇都宮市、東京圏や東北地方など広域的な連携を図る東北縦貫自動車道宇都宮インターチェンジを結ぶ日光宇都宮道路
- ・ 日光市と宇都宮市や群馬県方面を結ぶ（国）119号
- ・ 日光市と鹿沼市や福島県会津地方を結ぶ（国）121号
- ・ 日光市と矢板市や茨城県高萩市を結ぶ（国）461号

#### ② 都市間幹線道路

- 拠点の形成や、周辺都市との移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。

- ・ 「南原拠点」と宇都宮市を結ぶ（主）大沢宇都宮線、（市）今市本町～猪倉線
- ・ 「今市拠点」と塩谷町、さくら市を結ぶ（主）今市氏家線
- ・ 「今市拠点」から南下して小代、文挾を経て宇都宮市を結ぶ（主）宇都宮今市線
- ・ 「藤原拠点」と塩谷町、今市地域東部を経て宇都宮市を結ぶ（主）宇都宮船生高德線

#### ③ 地域幹線道路

- 拠点間や拠点周辺との移動や連携の促進に資する道路として、整備を図ります。
- 都市拠点においては、都市計画道路を中心に整備を推進し、市街地内の円滑な交通体系化を図ります。
- 都市計画道路等については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワーク構築を図ります。

- ・今市地域東部と宇都宮市（上河内地区）を結ぶ（一）小林逆面線
- ・「今市拠点」と「栗山地域生活拠点」を結ぶ（一）栗山今市線
- ・「日光拠点」から所野を経由して「今市拠点」を結ぶ（一）日光今市線
- ・大桑と大沢を結ぶ（一）大桑大沢線
- ・「今市拠点」と「南原拠点」を結ぶ（市）今市本町～猪倉線
- ・「日光拠点」と「轟産業地区」を経て「南原拠点」を結ぶ日光地区広域農道ほか
- ・「日光拠点」と「今市拠点」を結ぶ（市）大谷川右岸線、（一）日光だいや川公園線、（市）瀬川～森友線

#### ④ 生活道路

- 市民や来訪者など、誰もが安心・安全に心地よく楽しく歩くことができる歩行環境を形成し、拠点内において回遊性の向上を図るとともに、道路等の公共空間を活用した人中心のウォークラブルなまちづくりを推進します。
- 日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- 生活道路については、安全で人にやさしい街を形成するために歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。

#### 2) 鉄道・バス等の方針

- 鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、未整備の駅前広場の整備や公共空間の活用を検討し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- JR 日光線今市駅と東武日光線、鬼怒川線の乗換駅である下今市駅の接続について、バスによる接続に加え、さらなる利便性向上を図ります。また、シームレスな乗り継ぎの実現や誰もが周辺を移動しやすい交通環境整備を目指します。
- 市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- 誰もが快適で容易に移動できる交通環境を形成するため、各拠点間の連絡を担うネットワーク路線として利用環境の充実・強化を図ります。

#### (4) みどり・景観

##### 1) 公園・緑地の方針

- 公園緑地については、こどもから高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- 平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- 栃木県自然環境保全地域に指定された弁天沼や小代保全地区をはじめとした森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。

##### 2) 景観形成の方針

- 日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインに基づき、地域特性を活かした街並みの形成を進めます。
- 背景の山並みと一体となった市街地景観や田園景観、水辺景観を保全します。
- 日光杉並木街道は文化財として保護し、地域の景観資源として活用します。

#### (5) 防災

- 既存の都市公園の維持管理を行うとともに、再整備の際には、給水施設や備蓄倉庫の設置などを通じた防災機能の向上を図ります。
- 浸水想定区域がある河川を整備し、浸水被害の軽減を図ります。
- 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。
- (国) 119号や(国) 121号をはじめとした緊急輸送道路などの都市施設の整備を進めます。

※緊急輸送道路の位置は第3章4節防災の基本方針を参照

#### (6) 生活環境

##### 1) 上水道・下水道の方針

- 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、計画的で効率的な老朽施設の更新を図るなど施設整備の充実により、給水能力の向上を図ります。
- 日光市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理人口の普及率の促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 災害に強い下水道施設整備を図ります。

##### 2) 住環境形成の方針

- 今市中心市街地においては、公共空間の利活用などを通じ、市民や来訪者が歩いて楽しむことができる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを図ります。
- 空家等の既存ストックの適正管理や有効活用を検討します。
- 地域の魅力を高めるソフト的な施策展開を目的とし、地域住民やNPOなど民間組織と連携したエリアマネジメントの導入などを促進していきます。

## (7) 観光・産業

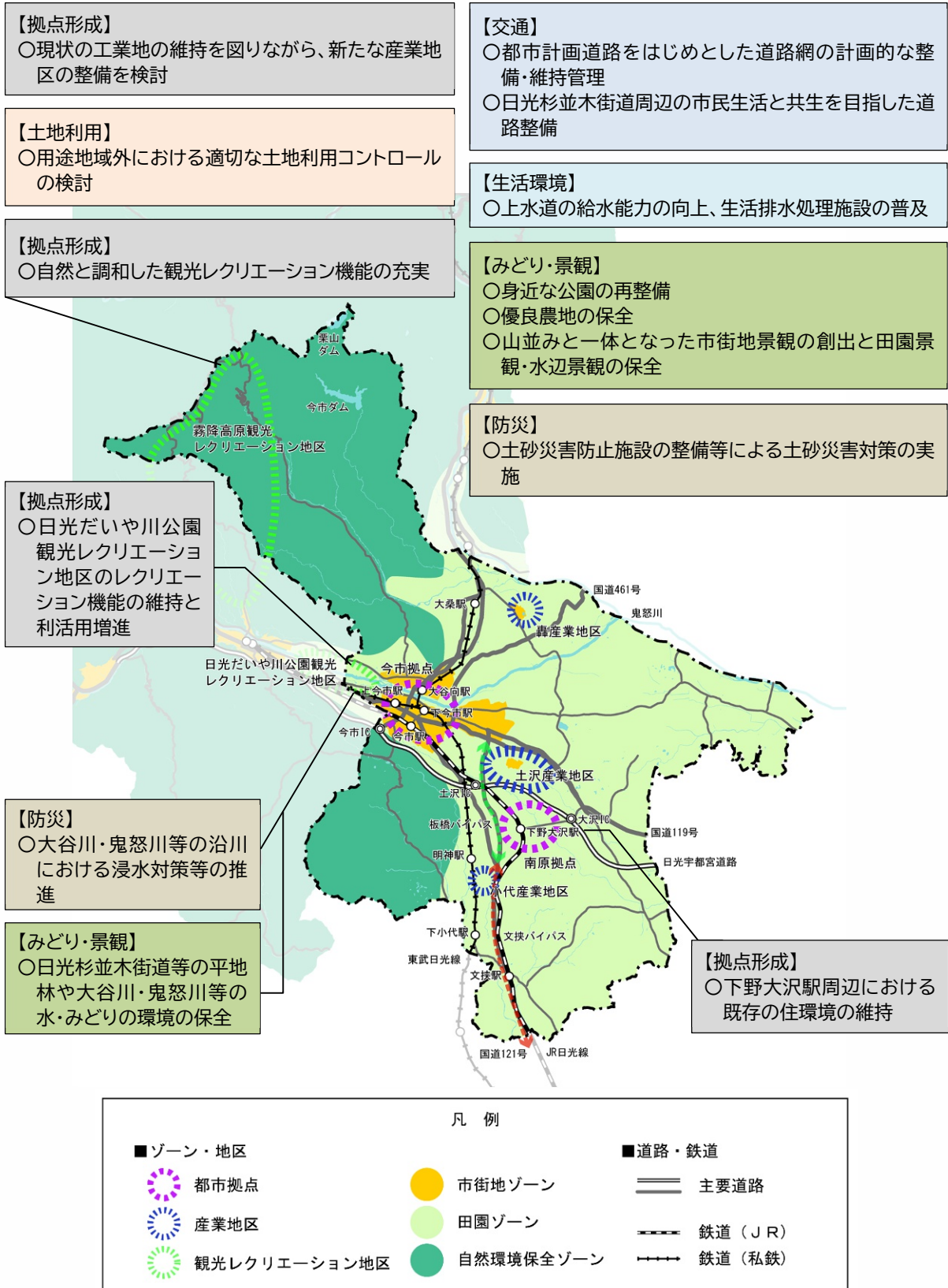
### 1) 観光の方針

- 今市中心市街地では、来訪者の利便性を高め、地域の産業文化の交流の場として休憩や情報発信などの機能を備えた施設の整備を検討します。また、多様化・高度化する国内外観光客のニーズに対応できるよう、利便性の高い観光地としての環境整備に努めます。
- 今市地域で合流する日光杉並木街道などの観光資源の保全に努め、活用を図ります。

### 2) 産業の方針

- 今市中心市街地の活性化を図るために、中心市街地集客施設の利活用など、既存施設の維持・改修を検討します。
- 轟産業地区や土沢産業地区などの産業が集積している地区では、現状の操業環境を守りながら、緑化など周辺自然环境に配慮し、今後とも工業の利便性を確保するとともに、新たな産業地区の整備を検討します。
- 効率的かつ安定的な農業を展開するための農地の有効活用を図ります。圃場整備の促進や農業施設などの導入支援を行い、農業経営基盤の強化や生産能力の向上を図ります。

(8) 今市地域まちづくり方針図



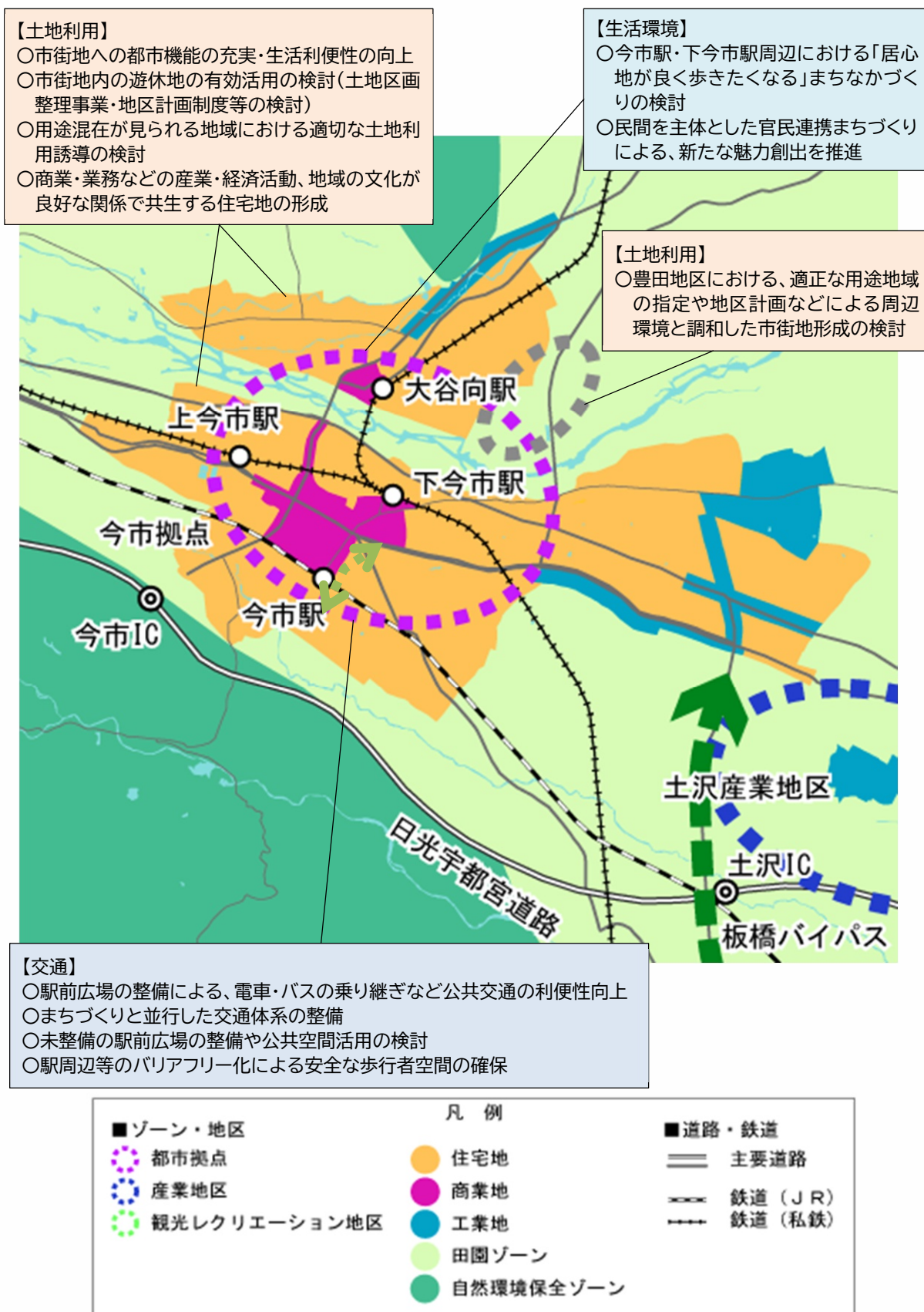


図 今市地域市街地ゾーン周辺詳細

## 4節 日光地域

### 1. 地域の特性

- 旧日光市の区域で、市の南西部に位置し、鹿沼市・群馬県と接する地域です。
- 南部・西部の一部が都市計画区域外、市街地中心部などに用途地域が指定されています。
- 世界遺産「日光の社寺」や奥日光の自然環境等の世界に誇る観光資源を有し、駅周辺や日光街道沿道に店舗等が集積しています。
- 主な市街地は日光駅・東武日光駅周辺に形成されており、清滝地区周辺にも住宅地・工業地が形成されています。
- 日光駅・東武日光駅周辺には日光庁舎が立地しているほか、都市機能・生活サービス機能が集積しています。
- 鉄道はJR日光線・東武日光線が利用可能となっています。



図 日光地域

### (1) 人口世帯数の状況

- 人口減少・世帯数増加の傾向にあり、世帯当たりの人員は減少しています。
- 年少・生産年齢人口割合が低下、老年人口割合は上昇しています。

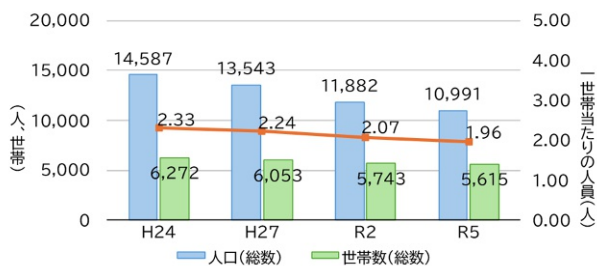


図 人口・世帯数の状況

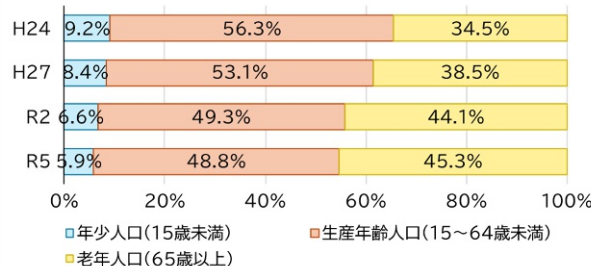
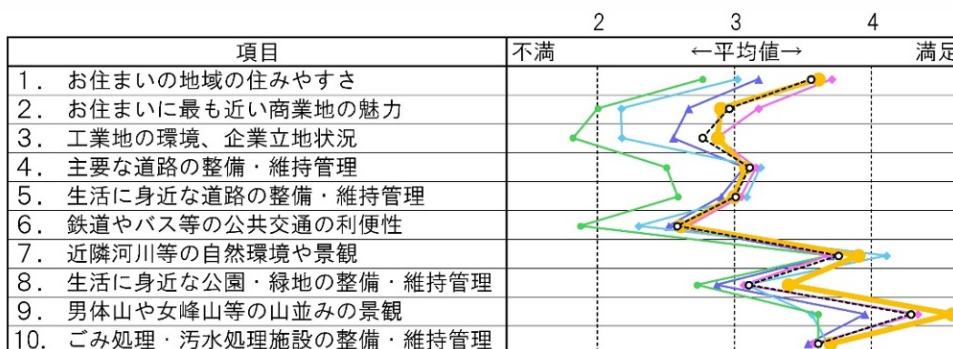


図 年齢3区分別人口の推移

### (2) 市民意向調査結果（現状の満足度・将来の重要度）

- 山並み景観、自然環境、ごみ処理・汚水処理施設、住みやすさの満足度が高く、公共交通の利便性・工業地の環境の満足度が低くなっています。
- ごみ処理・汚水処理施設の維持管理や公共交通の利便性の重要度が高く、工業地の環境の重要度が低くなっています。



※平均値(不満:1、やや不満:2、どちらとも言えない:3、やや満足:4、満足:5) 無回答は除く。



※平均値(重要ではない:1、あまり重要ではない:2、どちらとも言えない:3、やや重要:4、重要:5) 無回答は除く。

今市地域 日光地域  
藤原地域 足尾地域  
栗山地域 市全体

図 現状の満足度(上)と将来の重要度(下) ※回答者数 649人

## 2. 地域の課題

### (1) 土地利用

- 日常生活を支える拠点として都市機能の向上を図るとともに、世界に誇る観光地としてさらなる活性化を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化に対応した土地利用の検討、地域コミュニティの維持が必要です。
- 用途地域内の計画的な土地利用、用途地域外の無秩序な開発への対応が必要です。



### (2) 交通体系

- 市民、来訪者双方にとって利用しやすい、公共交通の利便性向上が必要です。
- 道路ネットワークの形成、観光ピーク時の渋滞対策が必要です。



### (3) みどり・景観

- 奥日光の湿原や男体山・大谷川、日光杉並木街道をはじめとした自然環境の保全・活用が必要です。
- 歴史・文化を活かした街並み形成が必要です。



### (4) 防災

- 大谷川等の浸水等への対応が必要です。
- 土砂災害ハザードエリアへの対応が必要です。
- 日光白根山の火山活動に対し監視が必要です。



### (5) 生活環境

- 既存インフラの維持と計画的な更新、必要に応じた用途地域内での面的整備の検討が必要です。
- 空家等の発生抑制・適正管理・利活用、管理不全の空き家への対応や、既存ストックの活用検討が必要です。
- 市民・来訪者双方が居心地が良く歩きたくなるまちなか空間づくりが必要です。

### (6) 観光・産業

- 世界遺産を有する観光交流拠点として多様な交流機能の向上が必要です。
- 清滝産業地区などの既存工業地の維持が必要です。

### 3. 地域のまちづくりの目標

地域の課題解消を見据えたまちづくりの目標を次のとおり設定します。

目標1 世界遺産を有する国内有数の観光地と市民の暮らしが共存する地域づくり

目標2 歴史・文化や、日光連山などの雄大な自然環境を活かした景観づくり

目標3 ターミナル機能の強化と環境負荷の低減に配慮した市民・来訪者が移動しやすく拠点間連携を強める交通環境づくり

目標4 奥日光の湿原などの豊かな自然環境の保全による環境に優しい地域づくり

目標5 大谷川等の浸水対策などを通じた安全・安心に暮らせる地域づくり

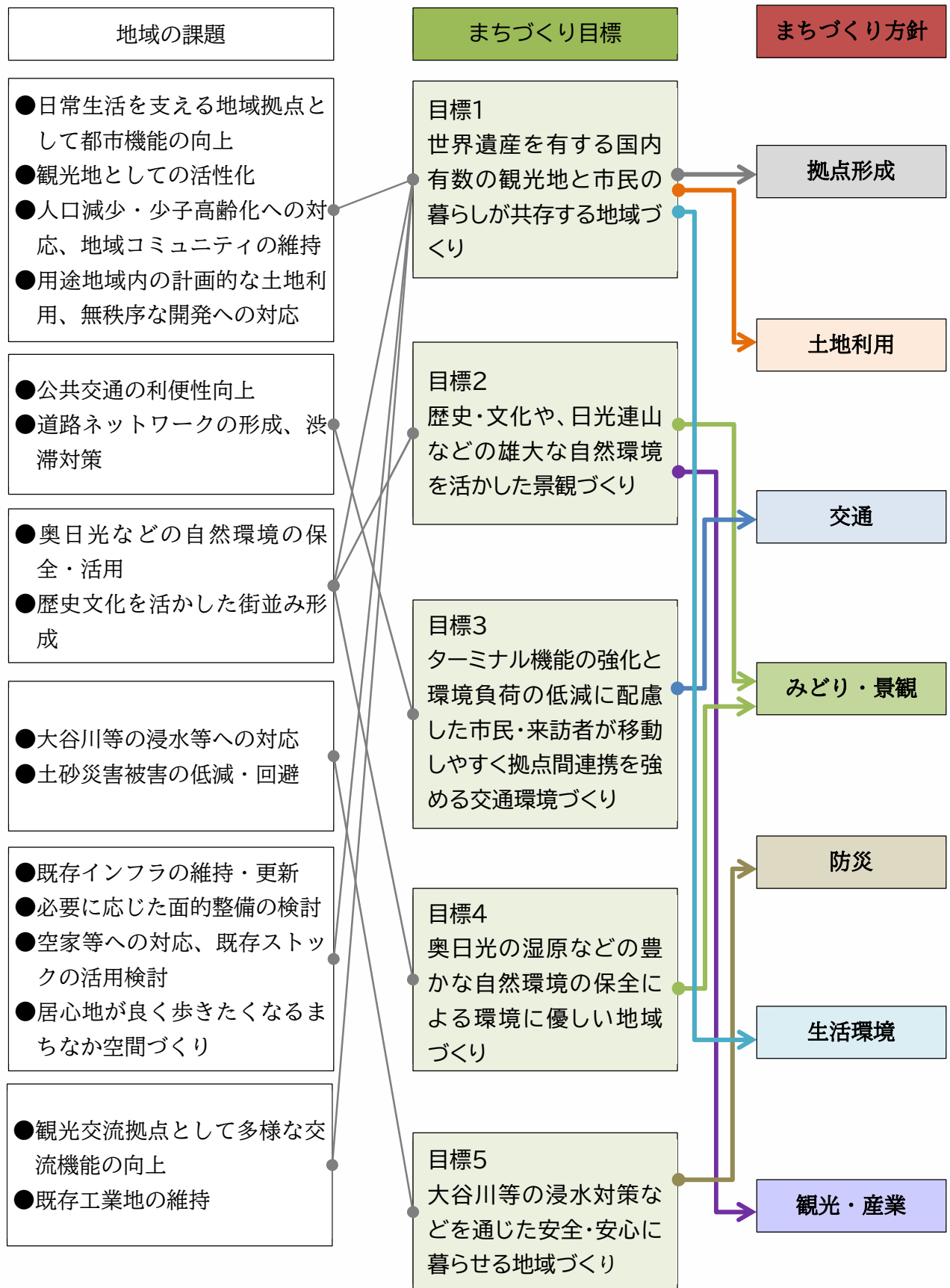


図 日光地域における課題・まちづくり目標・まちづくり方針

## 4. 地域のまちづくりの方針

### (1) 拠点等の形成方針

#### 1) 日光拠点

- 商業系用途地域及びその周辺は世界遺産「日光の社寺」の門前町として、参道を軸とした観光・商業・業務・居住空間を確保し、歩いて楽しい魅力ある街並みを有する拠点を形成します。
- 日光市立地適正化計画に基づいて都市機能の誘導や居住の誘導を適切に行うことで、商業・観光と、地域の文化が根付く生活の場が良好な関係で共生する住宅地の形成を目指します。
- 道路等の公共空間を活用し、回遊性があり歩いて楽しめる賑わいの場を創出し、地域全体の価値向上を図ります。

#### 2) 観光レクリエーション地区

- 日光だいや川公園観光レクリエーション地区は、豊かな自然環境を活かした広域的な自然体験型レクリエーション地区として利活用の増進を図ります。
- 世界遺産観光レクリエーション地区及びその周辺では、文化遺産の保全と利活用増進を図ります。
- 霧降高原観光レクリエーション地区は、霧降高原、霧降の滝などの自然環境を保全するとともに自然に親しむ体験観光やライフスタイルの多様化による別荘地としての活用など、自然と調和したレクリエーション機能の充実を図ります。
- 奥日光観光レクリエーション地区では、ラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」や中禅寺湖などの自然環境の保全を基本とするとともに、環境教育や自然に親しむ体験型観光レクリエーションの拠点を目指し、自然環境に配慮した整備を図ります。

#### 3) 産業地区

- 清滝産業地区では既存産業の振興のため、周辺に整備した社会基盤などの維持に努めます。

## (2) 土地利用

### 1) 市街地ゾーン

- 日光駅及び東武日光駅周辺の住宅地は、周辺土地利用などを考慮した良好な住環境、鉄道・バスなどの公共交通の利便性並びに公共公益施設、医療・福祉及び商業サービスなどの都市機能が確保され、集約的な都市構造の実現を目指します。
- 住宅地では、道路、公園などの都市基盤整備の推進や地区計画の活用とともに、既存ストックを有効活用し、良好な居住環境の形成を図ります。
- 商業地は、都市の賑わいを創出する都市的商業地や日常の利便性を確保するための日常的商業地、観光客を対象とした観光的商業地があり、それぞれが共存する形で賑わいの創出を目指します。
- 工業地は、産業の高度化への対応と生産活動の効率化を図るため、現在及び将来の工業生産規模並びに周辺住宅地などに及ぼす影響などを踏まえ、緑地空間などのオープンスペースの確保など周辺環境に配慮します。
- 所野地区・七里地区については、地区の大半を占める風致地区の適切な運用により、良好な自然環境に調和した居住環境の保全に努めます。

### 2) 田園ゾーン

- 七里、野口地区などでは、自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にし、適正な土地利用を図ります。
- 優良農地や中山間地の農地を保全します。

### 3) 自然環境保全ゾーン

- 谷部や山腹部に存在する、ある程度まとまった市街地や集落については、既存市街地における既存ストックを活かした公共公益・商業・居住機能を充実させ、地域の特性を活かした自然にやさしい住環境の整備を図ります。
- 小来川地区の活力を維持するため公共施設の配置を適正化し、地区の活性化を図ります。
- 奥日光の湿原などの自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

**(3) 交通****1) 道路整備の方針**

- 道路は利用目的や道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。
- 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の移動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- 整備が完了している道路は維持管理を行い、未整備区間は整備を推進していきます。また、整備の目処が立っていない区間については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワークの構築を図ります。

**① 広域幹線道路**

- 県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。

- ・宇都宮市、東京圏や東北地方など広域的な連携を図る東北縦貫自動車道宇都宮インターチェンジを結ぶ日光宇都宮道路
- ・日光市と宇都宮市や群馬県方面を結ぶ（国）119号、（国）120号ほか
- ・日光拠点と足尾地域生活拠点を結ぶ（国）122号

**② 都市間幹線道路**

- 拠点の形成や、周辺都市との移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。

- ・「日光拠点」から小来川を経て鹿沼市を結ぶ（主）鹿沼日光線

**③ 地域幹線道路**

- 拠点間や拠点周辺との移動や連携の促進に資する道路として、整備を図ります。
- 都市拠点においては、都市計画道路を中心に整備を推進し、市街地内の円滑な交通体系化を図ります。
- 都市計画道路等については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワーク構築を図ります。
- 地域内の道路ネットワーク構築に際しては、大谷川兩岸の連携強化を検討します。

- ・「日光拠点」と「霧降高原観光レクリエーション地区」を経て「栗山地域生活拠点」を結ぶ（一）栗山日光線
- ・「日光拠点」から所野を経由して「今市拠点」を結ぶ（一）日光今市線
- ・「足尾地域生活拠点」と小来川を結ぶ（主）鹿沼足尾線ほか
- ・「足尾地域生活拠点」と「奥日光観光レクリエーション地区」を結ぶ（一）中宮祠足尾線（構想）

- ・「奥日光観光レクリエーション地区」と「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ奥鬼怒林道（山王林道）
- ・「日光拠点」と「轟産業地区」を経て「南原拠点」を結ぶ日光地区広域農道ほか
- ・「日光拠点」と「今市拠点」を結ぶ（市）大谷川右岸線、（一）日光だいや川公園線、（市）瀬川～森友線

#### ④ 生活道路

- 市民や来訪者など、誰もが安心・安全に心地よく楽しく歩くことができる歩行環境を形成し、拠点内において回遊性の向上を図るとともに、道路等の公共空間を活用した人中心のウォークラブルなまちづくりを推進します。
- 日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- 世界遺産地区周辺などでは、安全で人にやさしい街を形成するために歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。

#### 2) 鉄道・バス等の方針

- 日光駅及び東武日光駅については、鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、日光市立地適正化計画、日光市道路整備基本計画及び日光杉並木街道保存活用計画などと連動し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- 日光駅及び東武日光駅における鉄道駅周辺のターミナル機能や情報発信等の充実を図ります。
- 市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- 誰もが快適で容易に移動できる交通環境を形成するため、各拠点間の連絡を担うネットワーク路線として利用環境の充実・強化を図ります。
- 市民・来訪者の利便性向上のため、路線バスと鉄道との連携強化を図ります。
- 観光シーズンにおける渋滞の緩和や環境負荷の低減の観点から公共交通の利用促進を図ります。
- 奥日光地域へのアクセスを強化する新モビリティの導入検討を進めます。

#### (4) みどり・景観

##### 1) 公園・緑地の方針

- 公園緑地については、こどもから高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ポケットパークなどの休憩空間を有効活用し、観光の利便性の向上を図ります。
- 男体山・中禅寺湖など、日光国立公園の核心地域をはじめとする自然環境を守り、育てます。

##### 2) 環境保全の方針

- 奥日光エリアにおける再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組みを実施します。

##### 3) 景観形成の方針

- 日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインに基づき、歴史・文化等の地域文化や地域特性を活かした街並みの形成を進めます。
- 背景の山並みと一体となった市街地景観や田園景観、水辺景観を保全します。
- 日光杉並木街道は文化財として保護し、地域の景観資源として活用します。
- 日光市景観計画の世界遺産区域では、連続性と空間の調和を大切にし、落ち着いた街並みの保全・創出を図ります。

#### (5) 防災

- 既存の都市公園の維持管理を行うとともに、再整備の際には、給水施設や備蓄倉庫の設置などを通じた防災機能の向上を図ります。
- 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。
- 大谷川等の沿川における浸水対策を進めます。
- (国) 119号や(国) 121号等の緊急輸送道路の整備を進めます。

※緊急輸送道路の位置は第3章4節防災の基本方針を参照

## (6) 生活環境

### 1) 上水道・下水道の方針

- 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、計画的で効率的な老朽施設の更新を図るなど施設整備の充実により、給水能力の向上を図ります。
- 日光市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理人口の普及率の促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 災害に強い下水道施設整備を図ります。

### 2) 住環境形成の方針

- 東町・西町周辺においては、公共空間の利活用などを通じ、市民や来訪者が歩いて楽しむことができる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを図ります。
- 空家等の既存ストックの適正管理や有効活用を検討します。
- 地域の魅力向上の取り組みとして、地域住民や NPO など民間組織が主体となった官民連携まちづくりを推進します。

## (7) 観光・産業

### 1) 観光の方針

- 世界遺産「日光の社寺」に代表される歴史・文化的遺産、日光国立公園などの優れた自然環境や観光資源の保全に努め、活用を図ります。
- 多様化・高度化する国内外観光客のニーズに対応できるよう、利便性の高い観光地としての環境整備に努めます。
- オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた持続可能な観光地域づくりを検討します。

### 2) 産業の方針

- 清滝産業地区などの産業が集積している地区では、現状の操業環境を守りながら、緑化など周辺の自然環境に配慮します。
- 効率的かつ安定的な農業を展開するための農地の有効活用を図ります。
- 地域内の優良農地や中山間地の農地は適切に保全します。

(8) 日光地域まちづくり方針図



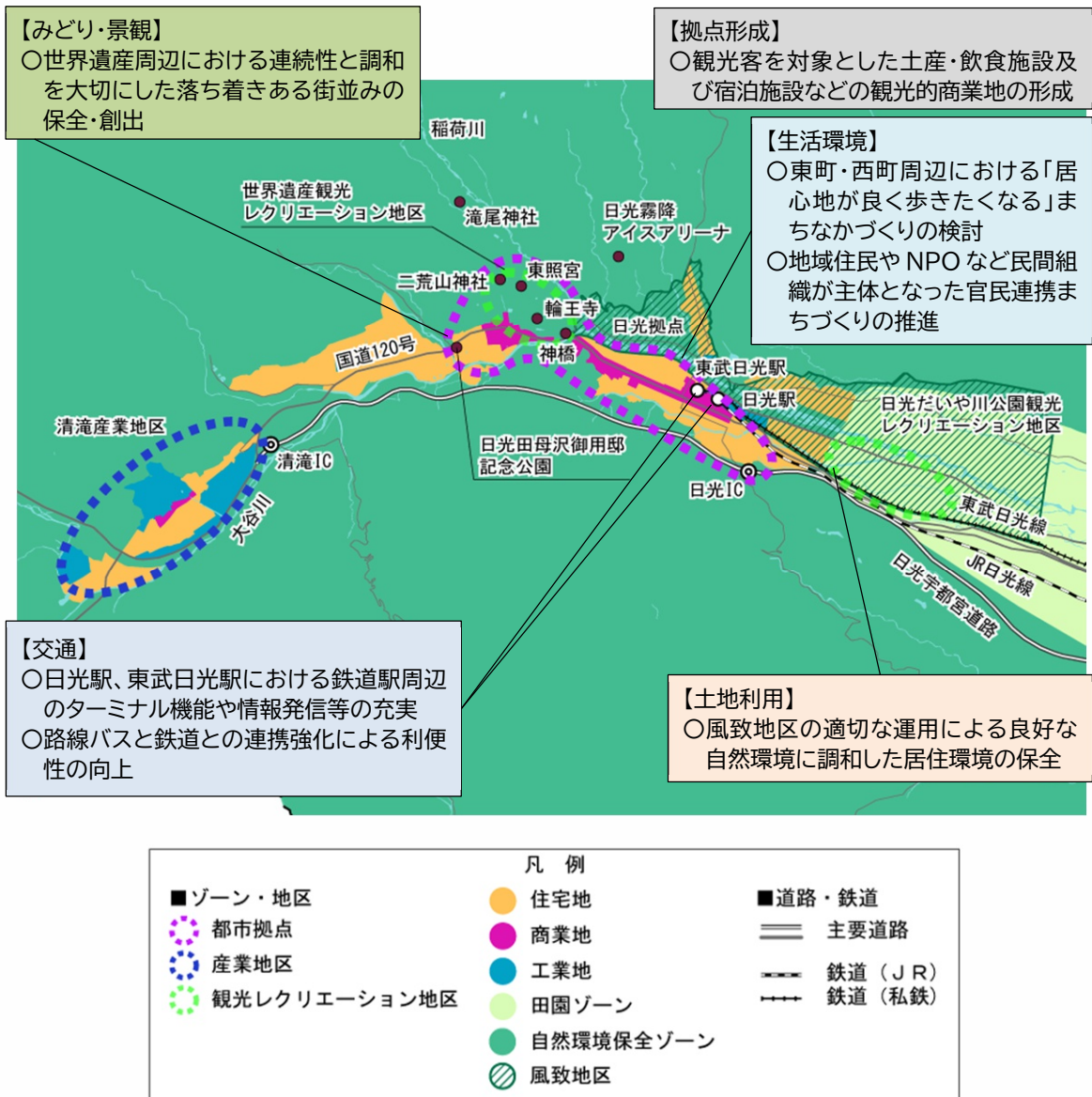


図 日光地域市街地ゾーン周辺詳細

## 5 節 藤原地域

### 1. 地域の特徴

- 旧藤原町の区域で、市の北東部に位置し、那須塩原市・塩谷郡塩谷町・福島県と接する地域です。
- 南部が都市計画区域、市街地中心部に用途地域が指定されています。
- 鬼怒川渓谷の優れた自然環境や、鬼怒川温泉・川治温泉等の温泉地やテーマパーク等の観光資源を有しています。
- 鬼怒川温泉駅周辺には藤原庁舎が立地しているほか、都市機能・生活サービス機能が集積しています。
- 主な市街地は鬼怒川温泉駅周辺に形成、鬼怒川温泉駅から鬼怒川公園駅周辺にかけて宿泊施設が集積しています。
- 鉄道は、東武鬼怒川線、野岩鉄道会津鬼怒川線が利用可能となっています。



図 藤原地域

(1) 人口世帯数の状況

- 人口減少・世帯数増加の傾向にあり、世帯当たりの人員は減少しています。
- 年少・生産年齢人口割合が低下、老年人口割合は上昇しています。

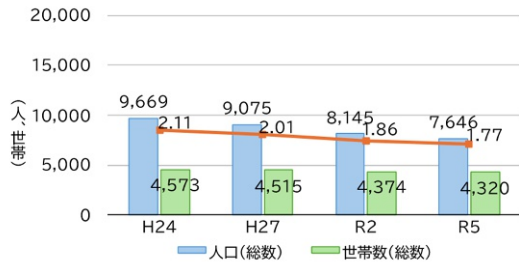


図 人口・世帯数の状況

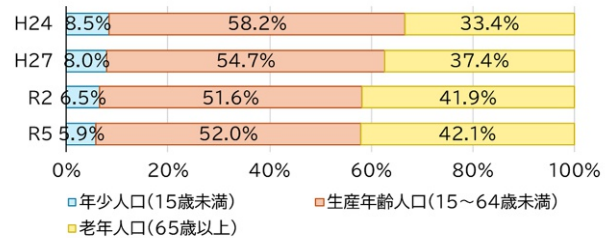
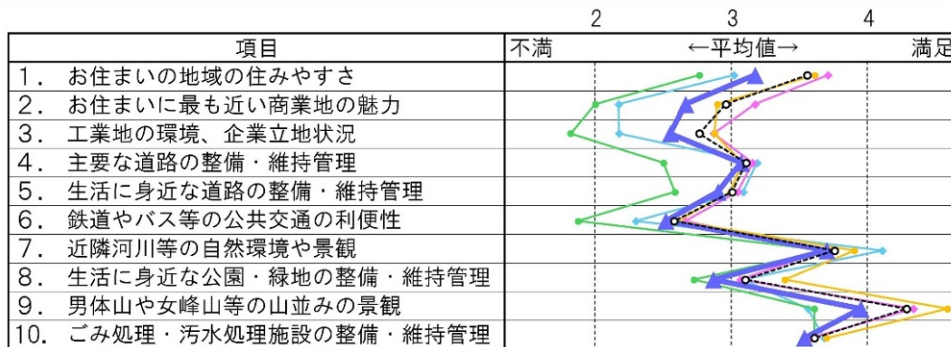


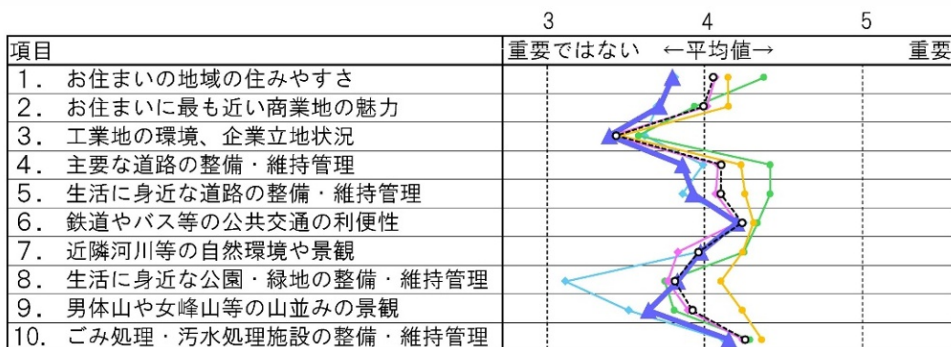
図 年齢3区分別人口の推移

(2) 市民意向調査結果（現状の満足度・将来の重要度）

- 山並み景観、自然環境、ごみ処理・汚水処理施設の満足度が高く、公共交通の利便性、工業地の環境の満足度が低くなっています。
- ごみ処理・汚水処理施設の維持管理や公共交通の利便性の重要度が高く、工業地の環境や山並みの景観の重要度が低くなっています。



※平均値(不満:1、やや不満:2、どちらとも言えない:3、やや満足:4、満足:5) 無回答は除く。



※平均値(重要ではない:1、あまり重要ではない:2、どちらとも言えない:3、やや重要:4、重要:5) 無回答は除く。

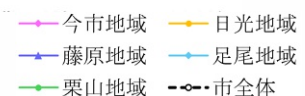


図 現状の満足度(上)と将来の重要度(下) ※回答者数 649人

## 2. 地域の課題

### (1) 土地利用

- 温泉地・テーマパークを有する観光地としての多様な交流機能の向上と、地域住民の日常生活を支える都市機能の維持が必要です。
- 人口減少・少子高齢化に対応した土地利用の検討、地域コミュニティの維持が必要です。
- 用途地域内の計画的な土地利用、用途地域外の無秩序な開発への対応が必要です。



### (2) 交通体系

- 公共交通の利便性向上、交通結節点としての駅の機能強化が必要です。
- 道路ネットワークの形成、観光ピーク時の渋滞対策が必要です。



### (3) みどり・景観

- 温泉地らしい街並み形成が必要です。
- 鬼怒川・男鹿川や自然公園をはじめとする山々の自然環境保全、会津西街道の宿場町や温泉保養地として栄えた歴史性を活かしたまちづくりが必要です。
- 既存建築物が温泉街や渓谷の景観を害していることへの対応が必要です。



### (4) 防災

- 土砂災害ハザードエリアへの対応が必要です。
- 鬼怒川等の浸水等への対応が必要です。
- (国) 121号等の緊急輸送道路が落石等の危険箇所が多数あるなど脆弱です。

### (5) 生活環境

- 既存インフラの維持と計画的な更新が必要です。
- 空家等の発生抑制・適正管理・利活用、管理不全の空き家への対応や、既存ストックの活用検討が必要です。

### (6) 観光・産業

- 魅力ある観光拠点形成、多様な交流機能の向上が必要です。
- 既存産業の維持、優良農地の保全が必要です。

### 3. 地域のまちづくりの目標

地域の課題解消を見据えたまちづくりの目標を次のとおり設定します。

- |     |   |
|-----|---|
| 目標1 | 鬼怒川温泉や自然環境に恵まれた観光地と市民の暮らしが共存する地域づくり                 |
| 目標2 | 情緒ある温泉街と自然を活かしたうるおいある景観づくり                          |
| 目標3 | 鬼怒川温泉駅などの交通結節点を核とした公共交通の連携強化による市民・来訪者が移動しやすい交通環境づくり |
| 目標4 | 鬼怒川や男鹿川の渓谷など、豊かな自然環境の保全による環境に優しい地域づくり               |
| 目標5 | 土砂災害対策等を通じた安全・安心に暮らせる地域づくり                          |

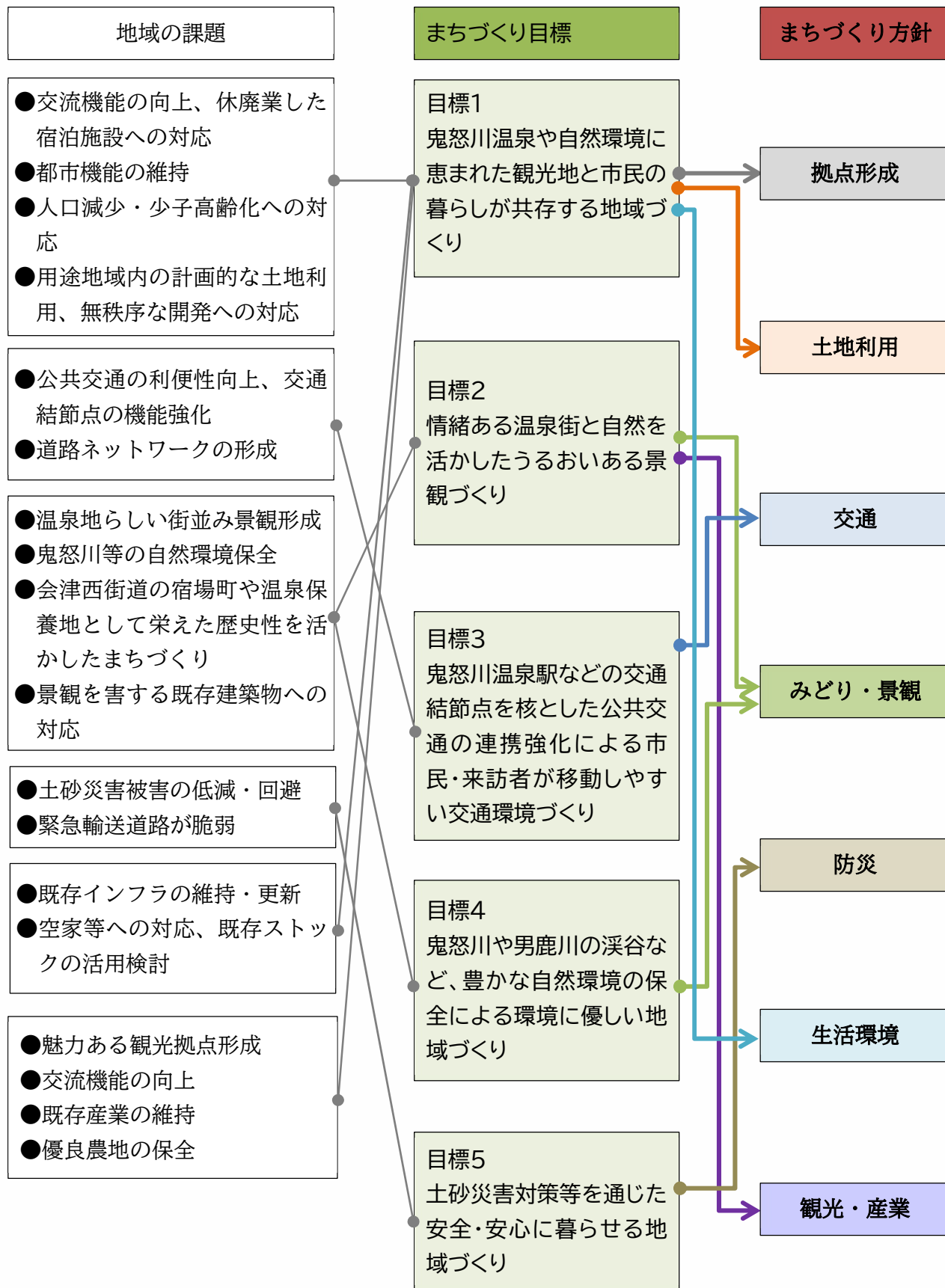


図 藤原地域における課題・まちづくり目標・方針

## 4. 地域のまちづくりの方針

### (1) 拠点等の形成方針

#### 1) 藤原拠点・鬼怒川温泉観光レクリエーション地区

- 鬼怒川温泉駅前を中心に、市民・来訪者双方が利用できる公共施設等を再編し、周辺に好影響を及ぼすことで地域の活性化を目指します。
- 鬼怒川温泉地内の眺望地からの渓谷美を確保するため、河川敷内の斜面林の除伐や育成などの環境整備を図ります。
- 日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインに基づき、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、そぞろ歩きが楽しめる温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- 観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉街を目指し、バリアフリー化や歩道部の高質化を図ります。

#### 2) 観光レクリエーション地区

- 小佐越・柄倉観光レクリエーション地区では、テーマパークなど観光レクリエーション施設機能の集積を保つため、周辺環境の維持に努めます。また、適正な土地利用を図ります。
- 川治温泉観光レクリエーション地区では、豊かな自然環境に触れ合える、温泉保養地として栄えた歴史性を感じられる地区を目指します。また、自然環境を活かし、観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉地を目指し、周辺環境の維持向上を図ります。
- 三依観光レクリエーション地区では、男鹿川や森林などの自然環境の保全を基本とし、既存の水生植物園や湿生園などの観光資源を有していることから、自然体験型レクリエーションの拠点の維持を図ります。

### (2) 土地利用

#### 1) 市街地ゾーン

- 住宅地では、道路、公園などの都市基盤整備の推進や既存ストックを有効活用し、良好な居住環境の形成を図ります。
- 商業地では、日常生活を支える店舗等を誘導し、生活サービス機能の維持・向上を図ります。また、宿泊施設や飲食店の集積を活かし、観光的商業地としての更なる充実を図ります。

#### 2) 田園ゾーン

- 自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にします。
- 既存の住環境・操業環境は維持しつつも、農林業の振興を図ることを基本とするゾーンとして、農地などを保全します。

- 優良農地と中山間地の農地は適切に保全します。

### 3) 自然環境保全ゾーン

- 谷部や山腹部に存在する、ある程度まとまった市街地や集落については、既存市街地における既存ストックを活かした公共公益・商業・居住機能を充実させ、地域の特性を活かした自然にやさしい住環境の整備を図ります。
- 鬼怒川などの貴重な自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

## (3) 交通

### 1) 道路整備の方針

- 道路は利用目的や道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。
- 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の移動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備・改良を図ります。
- 整備が完了している道路は維持管理を行い、未整備区間は整備を推進していきます。また、整備の目処が立っていない区間については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワークの構築を図ります。

#### ① 広域幹線道路

- 県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。
- 緊急輸送道路の脆弱性を克服するため、道路を整備し防災機能を高めます。

・日光市と鹿沼市や福島県会津地方を結ぶ（国）121号

#### ② 都市間幹線道路

- 拠点の形成や、周辺都市との移動や連携の促進を図る道路として、整備を図ります。

・「藤原拠点」から那須塩原市を經由して「三依観光レクリエーション地区」を結ぶ（主）藤原塩原線と（国）400号  
 ・「川治温泉観光レクリエーション地区」と「栗山地域生活拠点」を経て「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ（主）川俣温泉川治線  
 ・「藤原拠点」と塩谷町、今市地域東部を経て宇都宮市を結ぶ（主）宇都宮船生高德線

#### ③ 地域幹線道路

- 拠点間や拠点周辺との移動や連携の促進に資する道路として、整備を図ります。

- 都市拠点においては、都市計画道路を中心に整備を推進し、市街地内の円滑な交通体系化を図ります。
- 都市計画道路等については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワーク構築を図ります。

- ・「栗山地域生活拠点」と「湯西川温泉観光レクリエーション地区」を経て「川治温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ（一）黒部西川線
- ・「藤原拠点」と塩谷町を經由して宇都宮市を結ぶ（主）藤原宇都宮線

#### ④ 生活道路

- 観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉地を目指し、歩道のバリアフリー化や歩道部の高質化を図ります。
- 狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。

#### 2) 鉄道・バス等の方針

- 誰もが快適で容易に移動できる交通環境を形成するため、各拠点間の連絡を担うネットワーク路線として利用環境の充実・強化を図ります。
- 鉄道利用者の利便性の向上と安全を確保するため、駅前広場などの整備に努めます。
- 鬼怒川温泉駅における駅周辺のターミナル機能や情報発信等の充実を図ります。
- 東武鉄道や野岩鉄道、バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。

#### (4) みどり・景観

##### 1) 公園・緑地の方針

- 公園緑地については、こどもから高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ポケットパークなどの休憩空間を有効活用し、観光の利便性の向上を図ります。
- 身近にせまる斜面林や鬼怒川などの貴重な自然環境を守り、育てます。

##### 2) 景観形成の方針

- 日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインに基づき、地域特性を活かした街並みの形成を進めます。
- 鬼怒川温泉については、そぞろ歩きが楽しめるような街並みの創出、温泉情緒の演出など、賑わいと魅力ある温泉街の再生に努めます。
- 背景の山並みと一体となった山並み景観や水辺景観を保全します。
- 鬼怒川温泉地内の眺望地からの渓谷美を確保するため、河川敷内の斜面林の除伐や育成などの環境整備を図ります。

**(5) 防災**

- 既存の都市公園の維持管理を行うとともに、再整備の際には、給水施設や備蓄倉庫の設置などを通じた防災機能の向上を図ります。
- 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。
- 鬼怒川等の沿川における浸水対策を進めます。
- 緊急輸送道路となっている（国）121号の整備を進めます。

**(6) 生活環境****1) 上水道・下水道の方針**

- 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、計画的で効率的な老朽施設の更新を図るなど施設整備の充実により、給水能力の向上を図ります。
- 日光市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理人口の普及率の促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 災害に強い下水道施設整備を図ります。

**2) 住環境形成の方針**

- 鬼怒川温泉駅周辺においては、公共施設の再編を図るとともに、官民協働によるオープンスペースの確保など、来訪者のみならず市民も利用しやすい空間づくりを図ります。
- 空家等の既存ストックの適正管理や有効活用を検討します。

**(7) 観光・産業****1) 観光の方針**

- 鬼怒川温泉や川治温泉等の豊富な温泉資源を活かした魅力的な観光地としての充実に努めます。また、店舗等の誘導に加え、街並形成や賑わいづくりを継続し、地域の活性化を目指します。
- 鬼怒川温泉駅前を中心に、市民・来訪者双方が利用できる公共施設等を再編し、周辺に好影響を及ぼすことで地域の活性化を目指します。
- 多様化・高度化する国内外観光客のニーズに対応できるよう、利便性の高い観光地としての環境整備に努めます。
- オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた持続可能な観光地域づくりを検討します。

**2) 産業の方針**

- 地域内の優良農地・中山間地の農地を適切に保全します。
- 地域資源を活かし、日光という都市ブランドの向上を図ります。

(8) 藤原地域まちづくり方針図

**【拠点形成】**  
○鬼怒川温泉の拠点性向上による観光資源を活かした地域の活性化

**【土地利用】**  
○観光・商業施設などと調和した住宅地の形成  
○田園ゾーンにおける適正な土地利用、既存住宅地の住環境の維持

**【防災】**  
○土砂災害ハザードエリアの被害低減・回避策の検討

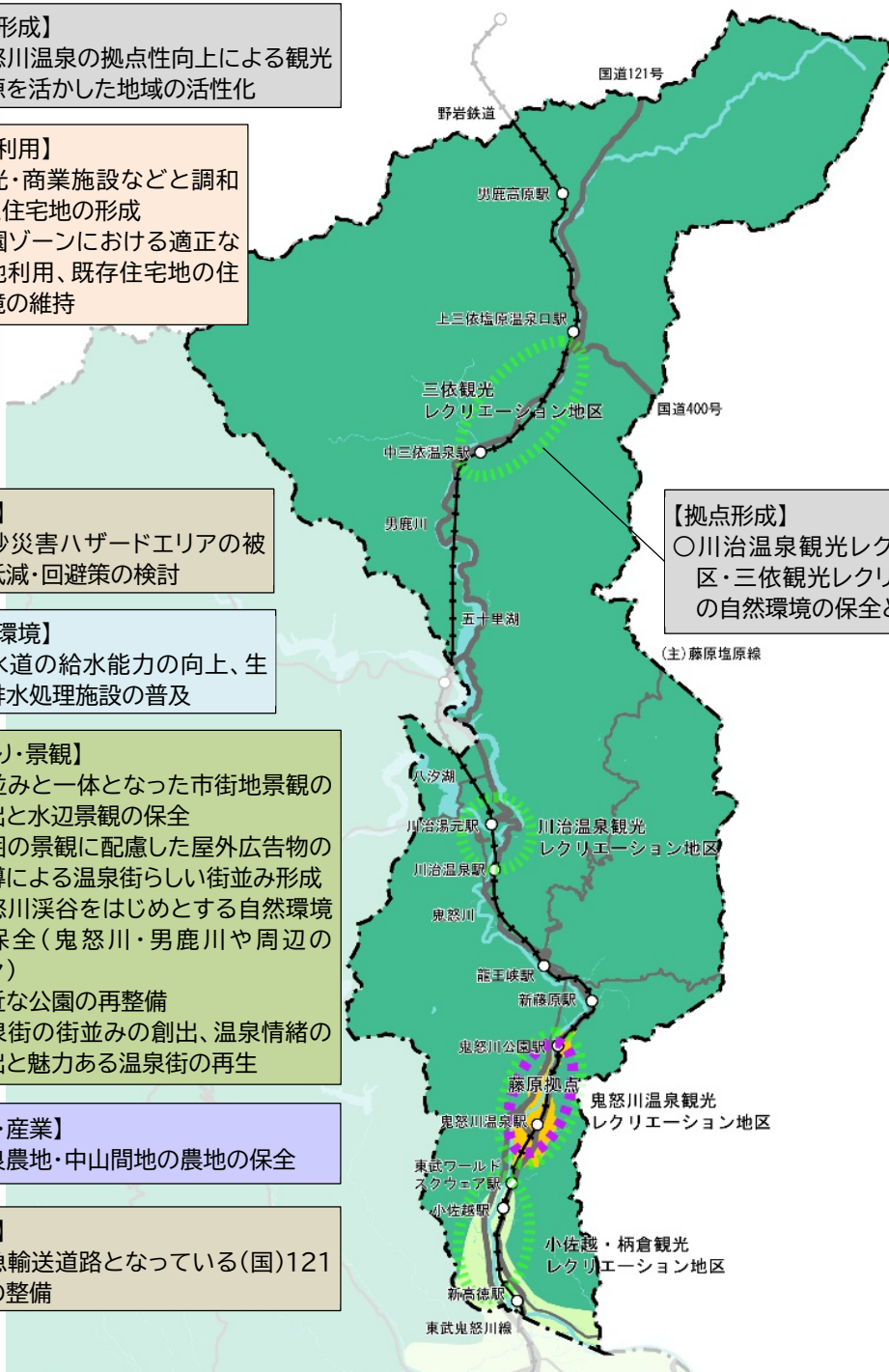
**【生活環境】**  
○上水道の給水能力の向上、生活排水処理施設の普及

**【みどり・景観】**  
○山並みと一体となった市街地景観の創出と水辺景観の保全  
○周囲の景観に配慮した屋外広告物の誘導による温泉街らしい街並み形成  
○鬼怒川渓谷をはじめとする自然環境の保全（鬼怒川・男鹿川や周辺の山々）  
○身近な公園の再整備  
○温泉街の街並みの創出、温泉情緒の演出と魅力ある温泉街の再生

**【観光・産業】**  
○優良農地・中山間地の農地の保全

**【防災】**  
○緊急輸送道路となっている(国)121号の整備

**【拠点形成】**  
○川治温泉観光レクリエーション地区・三依観光レクリエーション地区の自然環境の保全と利活用増進



凡例	
■ ゾーン・地区	■ 道路・鉄道
○ 都市拠点	== 主要道路
○ 観光レクリエーション地区	--- 鉄道（私鉄）
○ 市街地ゾーン	
○ 田園ゾーン	
○ 自然環境保全ゾーン	

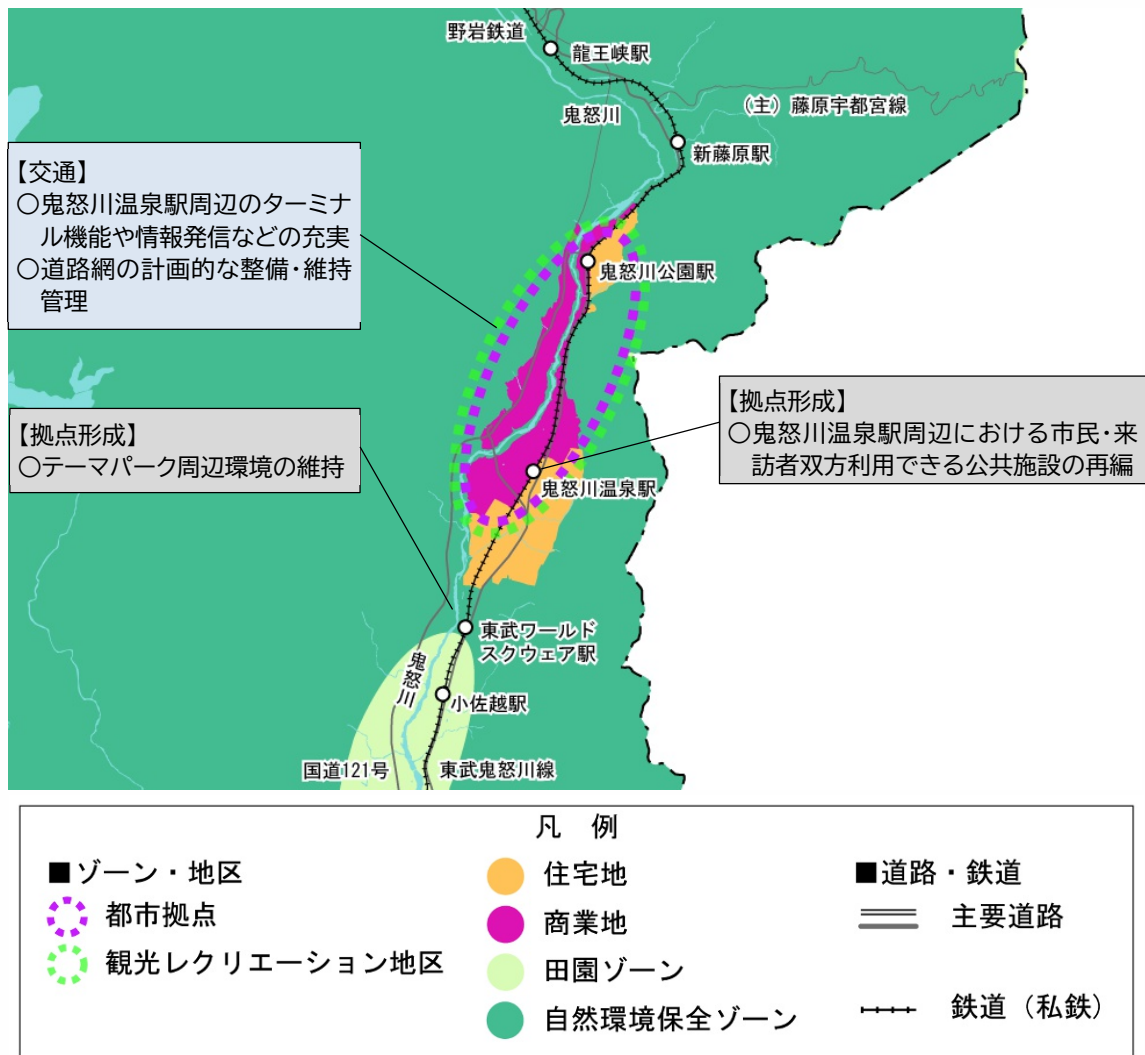


図 藤原地域市街地ゾーン周辺詳細

## 6節 足尾地域

### 1. 地域の特徴

- 旧足尾町の区域で、市の南西部に位置し、鹿沼市・群馬県と接する地域です。
- 地域の全域が都市計画区域外となっています。
- 400年の歴史を誇り、かつて「日本一の鉱都」と呼ばれて栄えた足尾銅山の産業遺産や日本百名山である皇海山や庚申山・横根山、渡良瀬川などの自然環境を有しています。
- 通洞駅周辺には足尾庁舎が立地しているほか、店舗などの生活サービス機能が立地しています。
- 主な集落は通洞駅・足尾駅周辺に形成されており、(国)122号沿道に集落が点在しています。
- 鉄道は、わたらせ渓谷鐵道が利用可能となっています。



図 足尾地域

(1) 人口世帯数の状況

- 人口減少・世帯数増加の傾向にあり、世帯当たりの人員は減少しています。
- 年少・生産年齢人口割合が低下、老年人口割合は上昇しています。

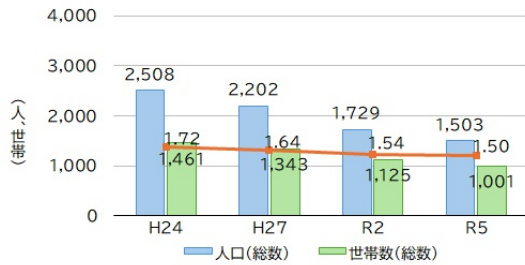


図 人口・世帯数の状況

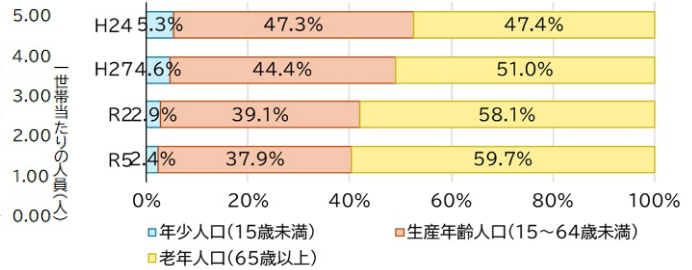
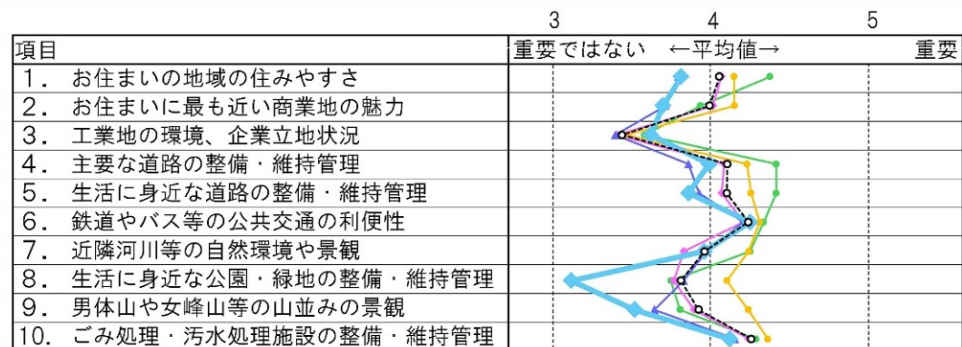
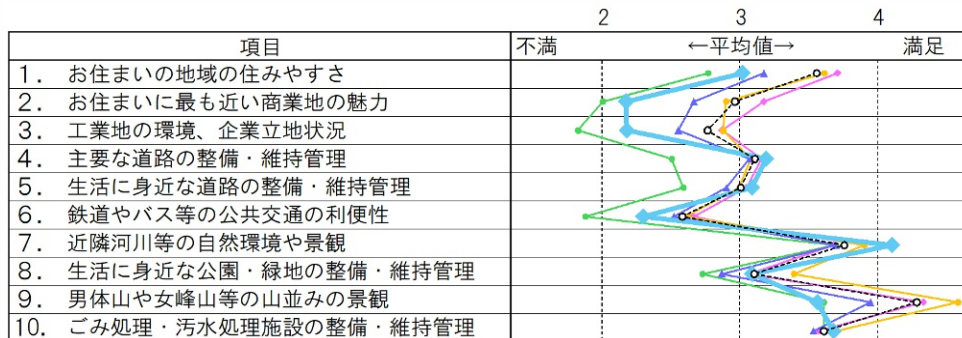


図 年齢3区分別人口の推移

(2) 市民意向調査結果(現状の満足度・将来の重要度)

- 自然環境や景観、ごみ処理・汚水処理施設、山並みの景観への満足度が高く、商業地の魅力、工業地の環境、公共交通の利便性への満足度が低くなっています。
- 公共交通の利便性やごみ処理・汚水処理施設の重要度が高く、身近な公園緑地、山並みの景観、工業地の環境等の重要度が低くなっています。



今市地域 日光地域  
藤原地域 足尾地域  
栗山地域 市全体

図 現状の満足度(上)と将来の重要度(下) ※回答者数 649人

## 2. 地域の課題

### (1) 土地利用

- 地域住民の日常生活を支える都市機能の維持を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化への対応に加え、無秩序な開発への対応が必要です。

### (2) 交通体系

- 鉄道・路線バスによる公共交通の利便性の維持・確保が必要です。
- 安定した輸送を支える道路ネットワークの形成が必要です。



### (3) みどり・景観

- 渡良瀬川・神子内川や皇海山・庚申山・松木溪谷をはじめとした自然環境の保全が必要です。
- 後背の山並みと産業遺産が一体となった集落景観を形成する必要があります。



### (4) 防災

- 土砂災害ハザードエリアにおける被害低減・回避策検討が必要です。
- 唯一の広域幹線道路である（国）122号の防災上の機能強化が必要です。

### (5) 生活環境

- 既存インフラの維持と計画的な更新による機能の維持が必要です。
- 空家等の発生抑制・適正管理・利活用、管理不全の空き家への対応や、既存ストックの活用検討が必要です。

### (6) 観光・産業

- 足尾銅山の産業遺産の保存・活用が必要です。
- 現在の機能を維持しつつ、産業遺産を活かした魅力ある拠点形成、多様な交流機能の向上が必要です。



### 3. 地域のまちづくりの目標

地域の課題解消を見据えたまちづくりの目標を次のとおり設定します。

- |     |   |
|-----|---|
| 目標1 | 産業遺産の保存・活用と環境学習の体験拠点が市民の暮らしと共存する地域づくり         |
| 目標2 | 「鉾都足尾」と呼ばれた往時をしのばせる産業遺産の保存・活用と、自然環境を活かした景観づくり |
| 目標3 | 既存の公共交通の水準を維持し、市民・来訪者が移動しやすい交通環境づくり           |
| 目標4 | 渡良瀬川をはじめとする豊かな自然環境の保全と、荒廃地の植生復元による環境に優しい地域づくり |
| 目標5 | 土砂災害対策等を通じた安全・安心に暮らせる地域づくり                    |

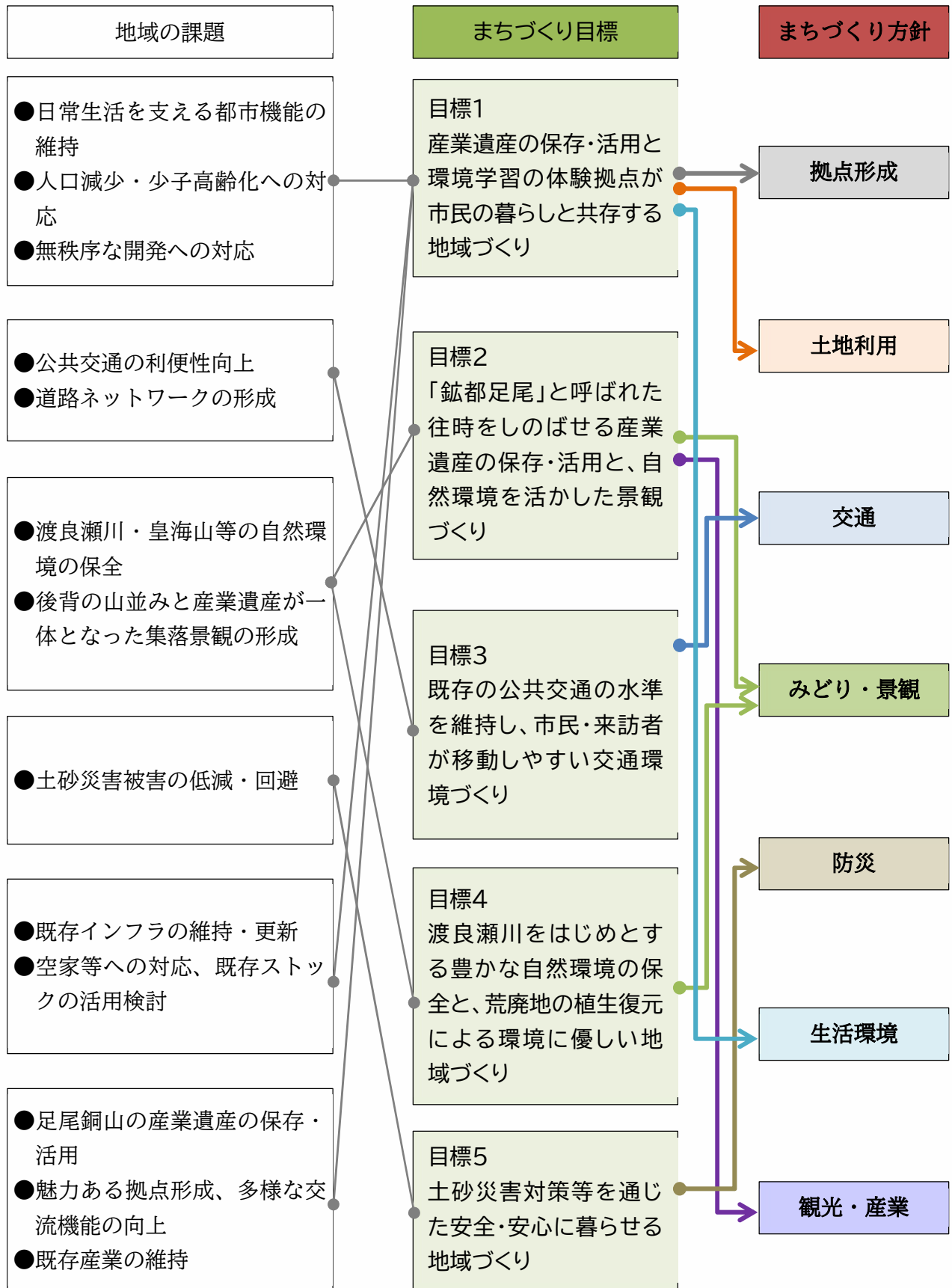


図 足尾地域における課題・まちづくり目標・方針

## 4. 地域のまちづくりの方針

### (1) 拠点等の形成方針

#### 1) 足尾地域生活拠点

- 足尾庁舎周辺は、地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図ります。
- 足尾地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な都市機能の維持を図ります。

#### 2) 観光レクリエーション地区

- 日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の坑道跡や我が国で初めて本格的な公害対策を行った製錬所などの多くの産業遺産を有する足尾銅山地区については、これらの保存・活用と環境体験学習の拠点を目指し、足尾銅山観光の再整備を進め、拠点の維持を図ります。
- 日光市景観計画に基づく日光市街並形成ガイドラインや日光市屋外広告物条例に基づき、建築物や屋外広告物のデザインやつくり方を示すことで、周辺環境との調和を目指すとともに、足尾銅山の往時をしのばせる街並みの形成を図ります。

### (2) 土地利用

#### 1) 自然環境保全ゾーン

- 足尾庁舎周辺の地域生活拠点については、空き地や公的不動産を活用しながら、日常生活に必要なサービス機能を集約し、地域コミュニティの維持を図るとともにまちづくりルールの導入を検討します。
- 地域特性に応じた適切な土地利用を図ります。
- 開発許可制度を適切に運用し、自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

### (3) 交通

#### 1) 道路整備の方針

- 道路は利用目的や道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。
- 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の移動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備・改良を図ります。
- 整備が完了している道路は維持管理を行い、未整備区間は整備を推進していきます。また、整備の目処が立っていない区間については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワークの構築を図ります。

### ① 広域幹線道路

- 県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る道路として、整備・改良を図ります。

・「日光拠点」と「足尾地域生活拠点」を経て群馬県方面を結ぶ（国）122号

### ② 地域幹線道路

- 拠点間や拠点周辺との移動や連携の促進に資する道路として、整備を図ります。

・「足尾地域生活拠点」と小来川を結ぶ（主）鹿沼足尾線ほか  
・「足尾地域生活拠点」と「奥日光観光レクリエーション地区」を結ぶ（一）中宮祠足尾線（構想）

### ③ 生活道路

- 生活道路については、安全で人にやさしい歩行者空間の確保に努めます。
- 狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。

## 2) 鉄道・バス等の方針

- わたらせ渓谷鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、地域の実情に応じたダイヤ改正の検討などを通じて、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。

## (4) みどり・景観

### 1) 公園・緑地の方針

- 皇海山、庚申山や横根山をはじめとした山々、身近にせまる斜面林や渡良瀬川などの河川の貴重な自然環境を守り、育てます。
- 足尾荒廃地では、生態系の保全、土砂災害などの治水対策とともに、足尾の山並み景観の再生を目指し、植樹を促進します。

### 2) 景観形成の方針

- 日光市景観計画に基づき背景の山並み景観や水辺景観を保全します。併せて地域特性に応じた街並み形成を目指します。

**(5) 防災**

- 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。
- 緊急輸送道路であり、唯一の広域幹線道路である（国）122号の防災上の機能強化を図ります。

**(6) 生活環境**

- 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、老朽施設の更新により給水能力の向上を図ります。
- 日光市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理人口の普及率の促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。

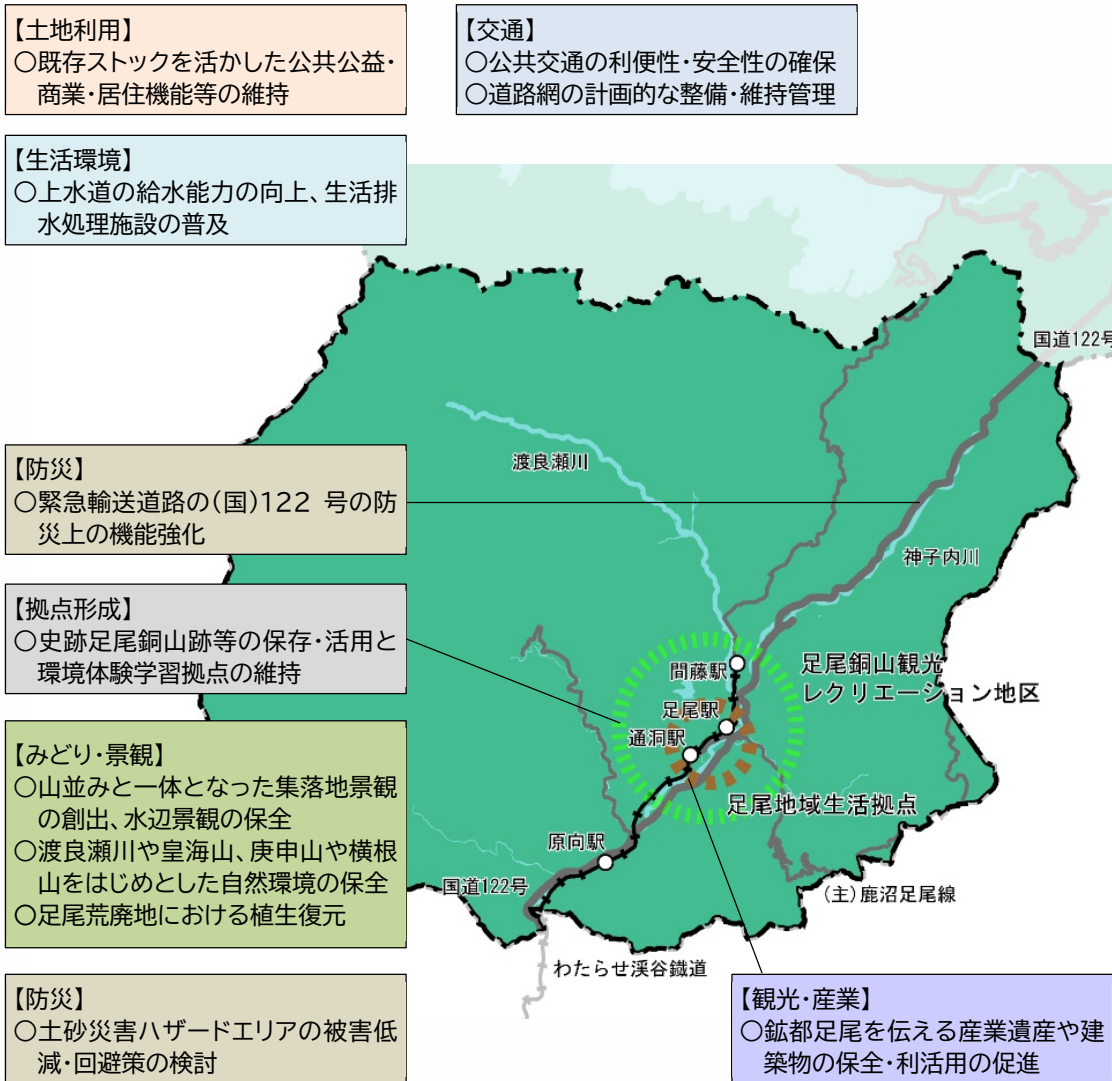
**(7) 観光・産業****1) 観光の方針**

- 足尾地域の産業遺産などに代表される観光資源の保全に努め、活用を図ります。
- 多様化・高度化する国内外観光客のニーズに対応できるよう、利便性の高い観光地としての環境整備に努めます。

**2) 産業の方針**

- 地域資源を活かし、日光という都市ブランドの向上を図ります。
- 地域内の優良農地・中山間地の農地を適切に保全します。

(8) 足尾地域まちづくり方針図



**【土地利用】**  
 ○既存ストックを活かした公共公益・商業・居住機能等の維持

**【交通】**  
 ○公共交通の利便性・安全性の確保  
 ○道路網の計画的な整備・維持管理

**【生活環境】**  
 ○上水道の給水能力の向上、生活排水処理施設の普及

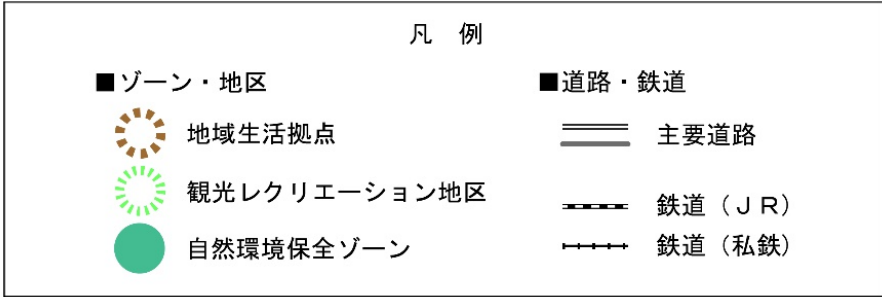
**【防災】**  
 ○緊急輸送道路の(国)122号の防災上の機能強化

**【拠点形成】**  
 ○史跡足尾銅山跡等の保存・活用と環境体験学習拠点の維持

**【みどり・景観】**  
 ○山並みと一体となった集落地景観の創出、水辺景観の保全  
 ○渡良瀬川や皇海山、庚申山や横根山をはじめとした自然環境の保全  
 ○足尾荒廃地における植生復元

**【防災】**  
 ○土砂災害ハザードエリアの被害低減・回避策の検討

**【観光・産業】**  
 ○鉾都足尾を伝える産業遺産や建築物の保全・利活用の促進





(1) 人口世帯数の状況

- 人口減少・世帯数増加の傾向にあり、世帯当たりの人員は減少しています。
- 年少・生産年齢人口割合が低下、老年人口割合は上昇しています。

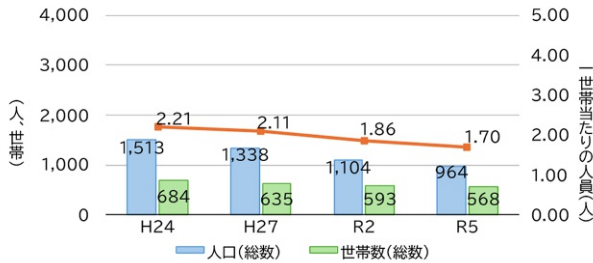


図 人口・世帯数の状況

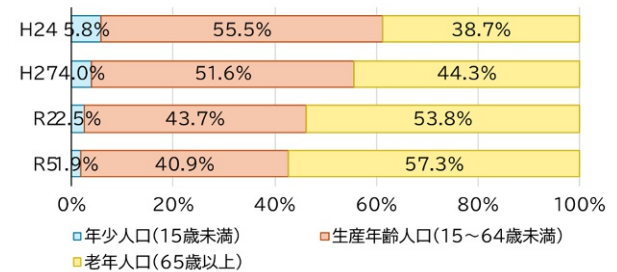
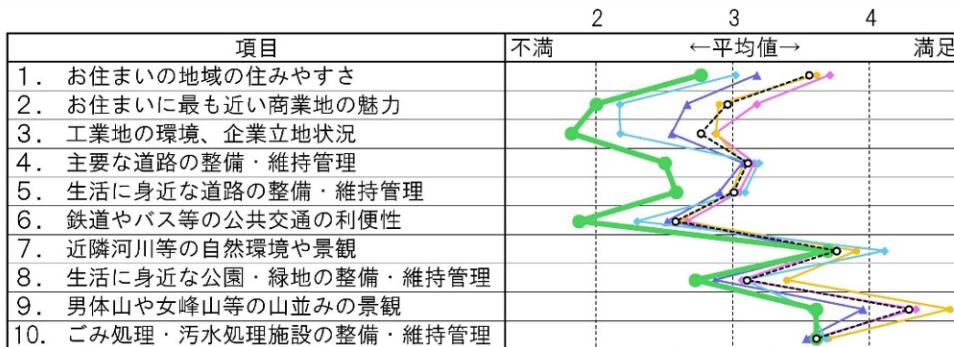


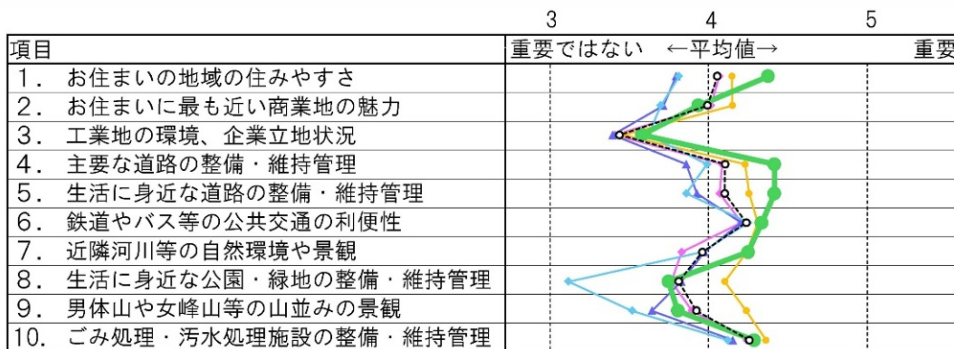
図 年齢3区分別人口の推移

(2) 市民意向調査結果(現状の満足度・将来の重要度)

- 自然環境、山並みの景観、ごみ処理・汚水処理施設の維持管理への満足度が高く、公共交通の利便性、工業地の環境、商業地への満足度が低くなっています。
- 住みやすさや道路の整備・維持管理の重要度が高く、工業地の環境や身近な公園緑地の維持管理の重要度が低くなっています。



※平均値(不満:1、やや不満:2、どちらとも言えない:3、やや満足:4、満足:5) 無回答は除く。



※平均値(重要ではない:1、あまり重要ではない:2、どちらとも言えない:3、やや重要:4、重要:5) 無回答は除く。

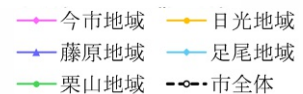


図 現状の満足度(上)と将来の重要度(下) ※回答者数 649人

## 2. 地域の課題

### (1) 土地利用

- 温泉地を有する観光地としての交流機能の向上を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化に対応し、地域住民の日常生活を支える都市機能を維持しつつ、無秩序な開発への対応が必要です。



### (2) 交通体系

- 鉄道・路線バスによる公共交通の利便性の維持・確保が必要です。
- 安定した輸送を支える道路ネットワークの形成が必要です。

### (3) みどり・景観

- 瀬戸合峡や鬼怒沼などの自然環境を保全・活用していく必要があります。
- 歴史や秘境の温泉地である特性を活かしたまちづくりが必要です。



### (4) 防災

- 土砂災害ハザードエリアにおける被害低減・回避策の検討が必要です。
- 災害時において唯一のアクセス道路となっている（主）川俣温泉川治線・（一）黒部西川線の強化が必要です。

### (5) 生活環境

- 既存インフラの維持と計画的な更新を行い機能を維持していく必要があります。
- 空家等の発生抑制・適正管理・利活用、管理不全の空き家への対応や、既存ストックの活用検討が必要です。

### (6) 観光・産業

- 魅力ある拠点形成、多様な交流機能の向上が必要です。
- 温泉をはじめとする自然豊かな環境や、平家落人伝説など特色ある観光資源の保全や活用が必要です。



### 3. 地域のまちづくりの目標と方向性

地域の課題解消を見据えたまちづくりの目標を次のとおり設定します。

目標1 歴史、温泉地などを活かした観光地と市民の暮らしが共存する地域づくり

目標2 鬼怒沼湿原などの自然環境保全と、湯西川温泉湯平区域などの歴史を活かした景観づくり

目標3 既存の公共交通の水準を維持し、市民・来訪者が移動しやすい交通環境づくり

目標4 鬼怒川・湯西川などの自然環境の保全による、環境に優しい地域づくり

目標5 土砂災害対策等を通じた安全・安心に暮らせる地域づくり

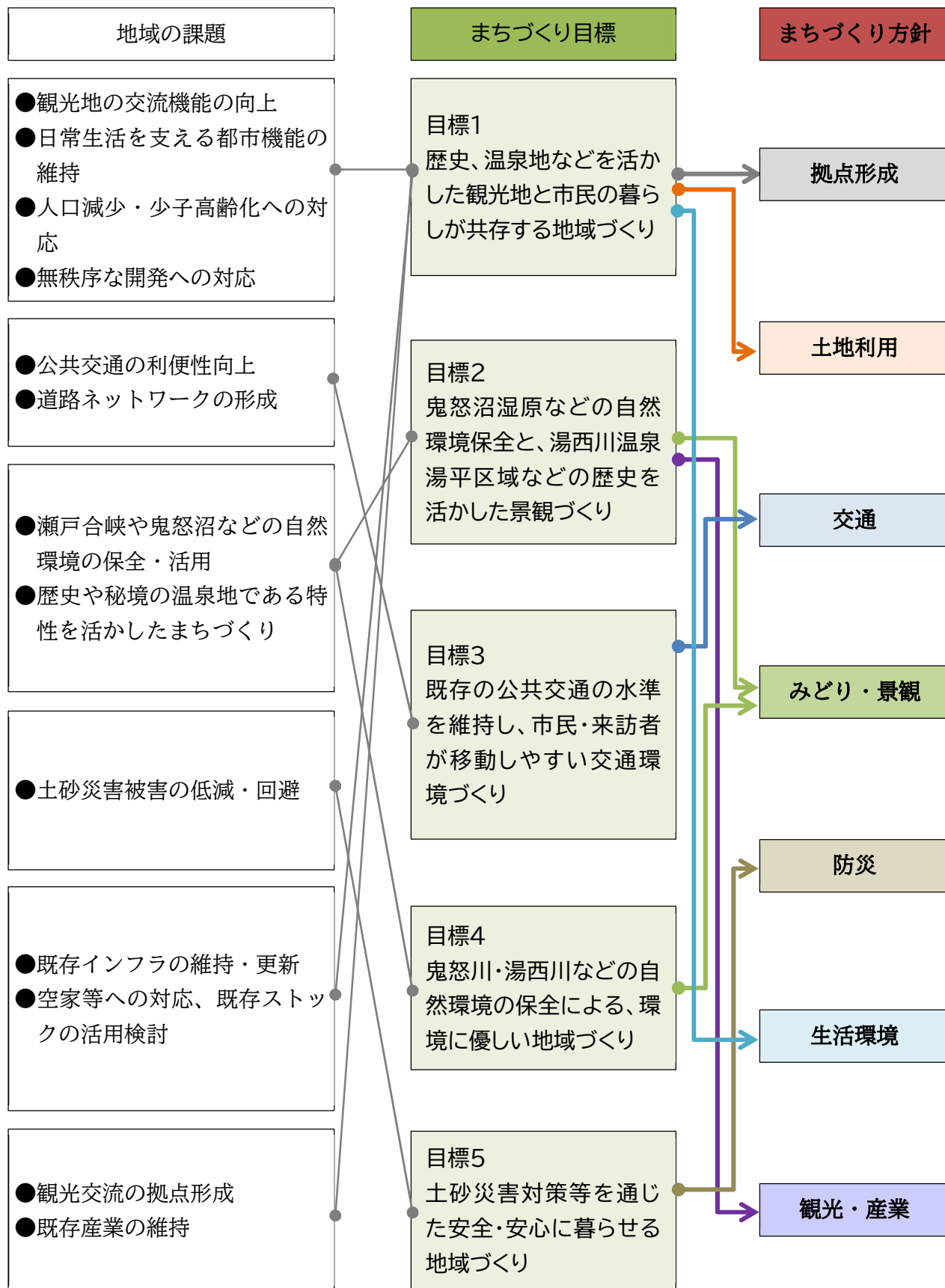


図 栗山地域における課題・まちづくり目標・方針

## 4. 地域のまちづくりの方針

### (1) 拠点等の形成方針

#### 1) 栗山地域生活拠点

- 栗山地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な諸機能の充実を図ります。
- 豊富な温泉資源を活かすとともに、日光市景観条例にもとづき歴史性を踏まえた街並みの景観形成を図ります。

#### 2) 観光レクリエーション地区

- 平家落人伝説が残り、深い渓谷沿いの豊かな自然環境と調和した温泉宿などが建ち並んでいることから、俗世間から隔離された隠れ郷的な温泉地を目指します。
- 日光市景観計画に基づく日光市街並形成ガイドラインや日光市屋外広告物条例に基づき、建築物や屋外広告物のデザインやつくり方を示すことで、周辺環境との調和を目指すとともに、秘境の温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- 湯西川温泉観光レクリエーション地区については、湯西川ダム建設にともなう移転者の日常生活機能を維持し、併せて、自然景観を活かした農林施設・自然公園施設・スポーツレクリエーション施設などの観光拠点施設の維持を図ります。

### (2) 土地利用

#### 1) 自然環境保全ゾーン

- 栗山庁舎周辺の地域生活拠点については、空き地や公的不動産を活用しながら、日常生活に必要なサービス機能を集約し、地域コミュニティの維持を図るとともにまちづくりルールの導入を検討します。
- 地域特性に応じた適切な土地利用を図ります。
- 開発許可制度を適切に運用し、自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

### (3) 交通

#### 1) 道路整備の方針

- 道路は利用目的や道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。
- 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の移動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備・改良を図ります。
- 整備が完了している道路は維持管理を行い、未整備区間は整備を推進していきます。また、整備の目処が立っていない区間については、社会情勢などを踏まえ、実現性・必要性を検討し、効率的なネットワークの構築を図ります。

**① 広域幹線道路**

- 県内外の主要都市との広域的な移動や連携の促進を図る道路として、整備・改良を図ります。

・日光市と鹿沼市や福島県会津地方を結ぶ（国）121号

**② 地域幹線道路**

- 拠点間や拠点周辺との移動や連携の促進に資する道路として、整備を図ります。

・「栗山地域生活拠点」と「湯西川温泉観光レクリエーション地区」を経て「川治温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ（一）黒部西川線  
 ・「川治温泉観光レクリエーション地区」と「栗山地域生活拠点」を経て「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ（主）川俣温泉川治線  
 ・「奥日光観光レクリエーション地区」と「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ奥鬼怒林道（山王林道）  
 ・「栗山地域生活拠点」と「日光拠点」を結ぶ（一）栗山日光線

**③ 生活道路**

- 生活道路については、安全で人にやさしい歩行者空間の確保に努めます。
- 狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。

**2) 鉄道・バス等の方針**

- 野岩鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、地域の実情に応じたダイヤ改正の検討などを通じて、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。

**(4) みどり・景観****1) 公園・緑地の方針**

- 土呂部地区の自然環境保全活動など、森林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。

**2) 景観形成の方針**

- 日光市景観計画に基づき背景の山並み景観や水辺景観を保全します。併せて地域特性に応じた街並み形成を目指します。
- 湯西川温泉については、そぞろ歩きが楽しめるような街並みの創出、温泉情緒の演出など、賑わいと魅力ある温泉街の再生に努めます。

## (5) 防災

- 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。
- 唯一のアクセス道路となる（主）川俣温泉川治線・（一）黒部西川線において災害に強い道路整備を図ります。

## (6) 生活環境

- 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、老朽施設の更新により給水能力の向上を図ります。
- 日光市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理人口の普及率の促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。
- 災害に強い下水道施設整備を図ります。

## (7) 観光・産業

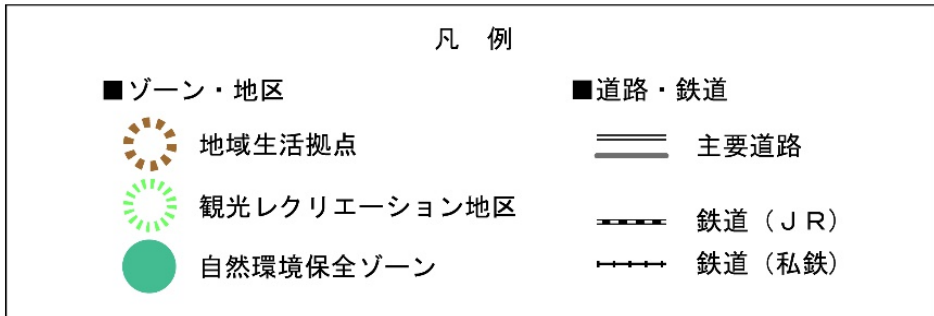
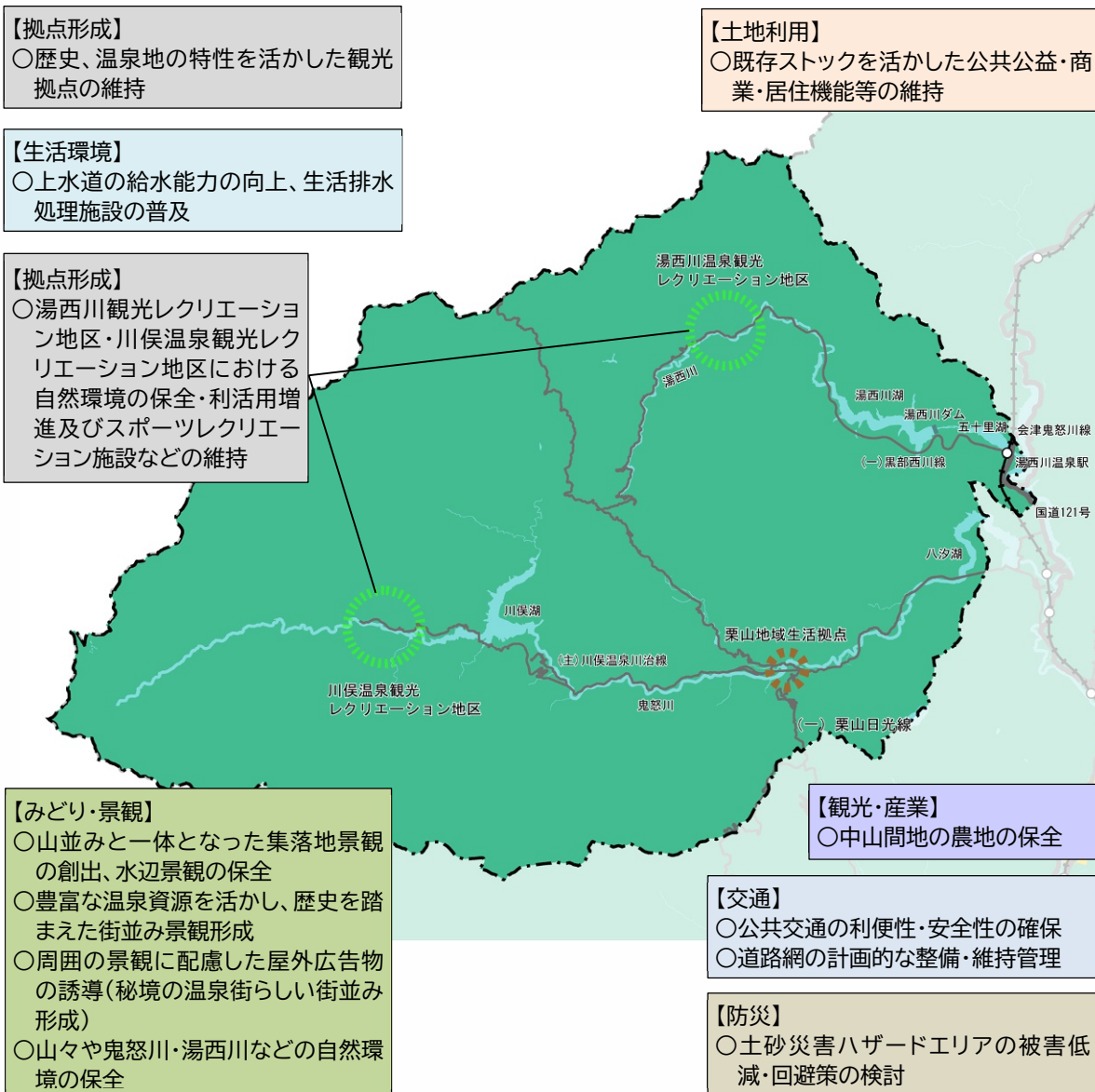
### 1) 観光の方針

- 湯西川温泉や川俣温泉などの温泉、鬼怒沼湿原や瀬戸合峡などの自然環境及び平家落人の歴史などの観光資源の保全に努め、活用を図ります。
- 多様化・高度化する国内外観光客のニーズに対応できるよう、利便性の高い観光地としての環境整備に努めます。

### 2) 産業の方針

- 地域資源を活かし、日光という都市ブランドの向上を図ります。
- 地域内の優良農地・中山間地の農地を適切に保全します。

### (8) 栗山地域まちづくり方針図





# 第5章

## まちづくりの推進方策

---

- 1節 まちづくり推進の基本的な考え方
  - 2節 まちづくり推進上の留意事項
- 



## 第5章 まちづくりの推進方策

### 1節 まちづくり推進の基本的な考え方

#### 1. 協働によるまちづくり

今後、人口減少や少子高齢化がさらに進展し、社会情勢の変化に伴う様々な課題の発生が想定されます。そうした状況に対応していくため、持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。一方で、時代に合わせ、多様な価値観やニーズに対応したまちづくりを行政だけで進めていくことは困難です。

そのために、市民、企業・事業者、行政が一体となって協働し、持続可能で魅力的なまちづくりを目指します。それぞれの役割を明確にし、共に手を取り合うことで、より良い日光市を実現していきます。

##### (1) 市民の役割

まちづくりは、そこに生活する市民のためのものです。協働によるまちづくりを進めていくためには、市民はまちづくりを自分事としてとらえることが重要です。

そして、合意形成に基づく主体的なまちづくりを進め、日光市の未来について考えていく必要があります。

##### (2) 企業・事業者の役割

まちづくりを着実に進め、適正な土地利用や施設立地を誘導するためには、企業や事業者の協力が必要です。

また、企業や事業者は、これらの事業を実施する際に、地権者や地域の人々の合意形成を図るために、積極的な情報の公開などに努めなくてはなりません。そして、行政との連携や地域住民との協力のもと、地域経済の発展に寄与する社会的な役割を果たしていく必要があります。

### (3) 行政の役割

行政は、まちづくりにおいて先導的な役割を担い、都市計画マスタープランを積極的にPRすることが求められます。社会情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するためには、より多くの市民の意向を反映することが重要です。そのため、意見収集の機会を拡大し、市民参加型のプロセスを強化する必要があります。

また、道路や公園の整備など、行政が主体となって実施する各種事業や土地利用規制については、積極的な情報公開を行い、市民や企業の理解を深めるとともに、協力を得ることが不可欠です。これにより、計画的なまちづくりを推進し、地域社会全体の信頼と協力を築いていきます。

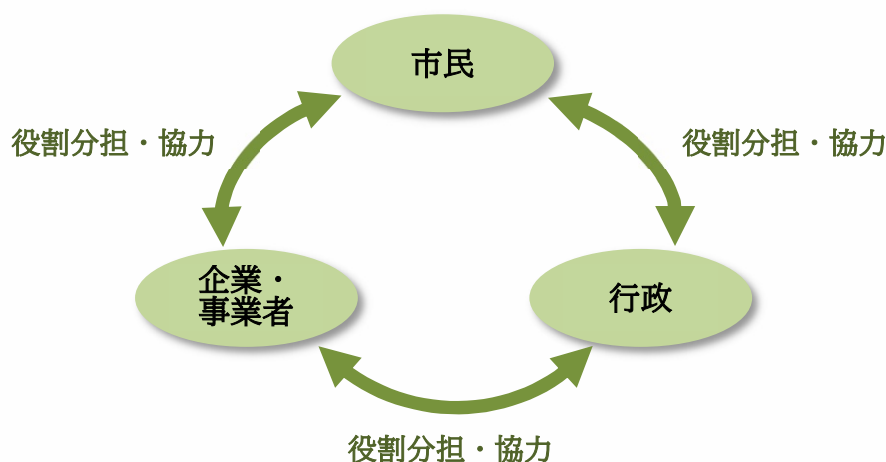


図 協働のまちづくりのイメージ

## 2節 まちづくり推進上の留意事項

### 1. 市民・事業者・行政をつなぐ、まちづくりを推進する団体との連携

日光市には、NPO 法人やまちづくり会社等の地元組織が活動しています。本計画に掲げる将来都市像を実現するため、日光市はこうした団体や地元組織等と連携し、地域ごとのまちづくり推進に努めます。

こうした団体は、市民、事業者、行政との連携を深め、「協働のまちづくり」では解決困難な地域課題に対応するなど、持続可能なまちづくりの実現を支えています。日光市はこうした団体が継続的に活動が行えるような協力関係を築いていきます。

### 2. まちづくりを推進する仕組みづくり

社会情勢の変化に伴い、市民のニーズや地域の課題へ対応するために、既存の団体だけでなく、女性や若者が活躍しやすい環境が求められています。市は既存の団体などと連携して、地域社会への貢献・経済の発展を目指すとともに、女性や若者など多様な主体の交流が生まれるまちづくりの取組みを進めます。

また、多様な主体が活躍することにより、既存の団体の新たな活動や発展、さらには新たな団体の組成など、まちの新陳代謝が進み、まちの発展につながることを期待します。

### 3. 計画的な財政運営

都市計画マスタープランに位置づけられている計画・構想を進めるうえでは、計画的な財政運営が重要です。そのため、投資効果を踏まえた財政配分、産業基盤の強化による自主財源の確保に加え、既存ストックの有効活用や適切なマネジメントが求められます。さらに、補助事業や民間活力の導入など、長期的に将来を見据えた財政運営を進める必要があります。

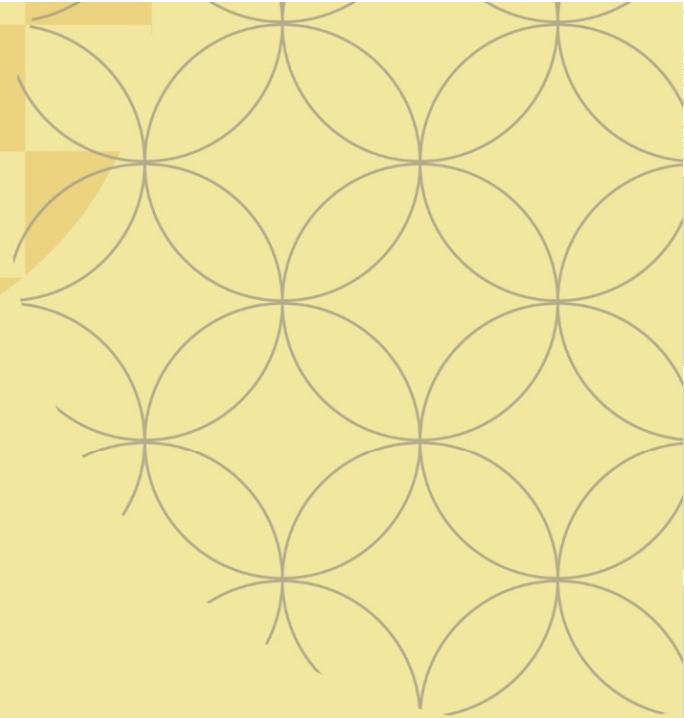
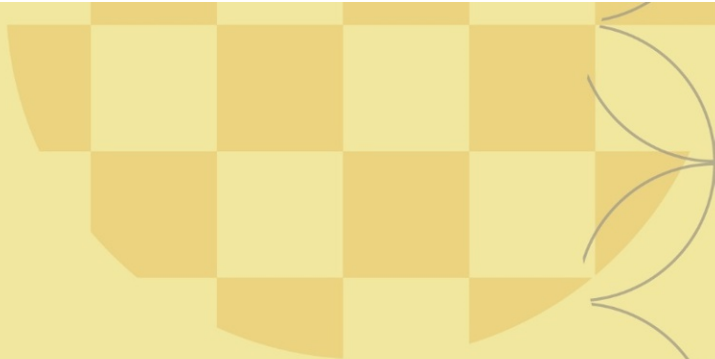
### 4. 都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な運用

本計画は、概ね 20 年後を見据えた将来都市像の実現を目指していますが、まちづくりの取り組みの中には、短期的事業や長期的事業も含まれているため、本計画の中間年次などにおいて、各施策の進捗状況に関連部署等に確認し、適切な見直しを図ります。

また、都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、その成果が得られるまでに一定の期間を要しますが、今後の各種法制度の改正や人口・産業動向をはじめとする社会情勢の変化、市民の意向などを踏まえるとともに、上位計画や関連計画の動向や改定のタイミングなどを踏まえ、必要に応じて本計画の改定も検討いたします。



# 資料編





## 参考資料

## 1. 検討経緯

年度	時期	会議・内容等	
令和5年度	10月～3月	市民アンケート整理、基礎調査・課題整理	
	2月26日	策定検討委員会	改定主旨
	3月15日	作業部会(第1回)	改定主旨・スケジュール、制度説明、基礎調査・課題整理
令和6年度	7月2日	作業部会(第2回)	改定の方向性、スケジュール
	7月17日	策定委員会(第1回)	改定の方向性、スケジュール
	10月7日	作業部会(第3回)	全体構想及び地域別構想骨子案
	10月21日	策定委員会(第2回)	全体構想及び地域別構想骨子案
	12月16日	作業部会(第4回)	計画骨子
	1月8日	策定委員会(第3回)	計画骨子
	1月23日	策定検討委員会	計画骨子
	2月25日	日光市都市計画審議会	制度説明、計画骨子
令和7年度	6月3日	作業部会(第5回)	計画素案
	6月30日	策定委員会(第4回)	計画素案
	7月24日	策定検討委員会	計画素案
	9月1日	日光市都市計画審議会	諮問・答申
	9月26日	議員全員協議会	計画原案の報告
	10月6日～ 10月22日	市民説明会	計画素案の報告、意見聴取
	10月6日～ 11月4日	パブリックコメント	計画素案の報告、意見聴取
	11月12日	作業部会(第6回)	計画案
	12月1日	策定委員会(第5回)	計画案
	12月18日	部長会議	計画案決定
	1月9日	日光市都市計画審議会	計画の報告
3月24日	議員全員協議会	計画の報告	
令和8年3月	第2次都市計画マスタープラン運用開始		

**(1) 策定組織（日光市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱）**

## 日光市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

## （設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき本市における都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する日光市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に必要な意見聴取等を行うため、日光市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に係る事前調整及び素案等に対して意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し必要なこと。

## （組織）

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の職員又は構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了する日までとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条の規定による所掌事項を終了したときは、速やかに市長にその内容を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第83号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第70号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第42号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第67号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第47号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日告示第7号)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

## 参考：(第3条関係) 策定委員会

団 体	団 体	団 体
宇都宮大学地域デザイン科学部	日光商工会議所	栃木県県西環境森林事務所
日光市都市計画審議会	足尾町商工会	栃木県上都賀農業振興事務所
今市地区自治会長会	栃木県建築士会 日光支部	公募委員
落合地区自治会長会	日光青年会議所	公募委員
豊岡地区自治会長会	日光市地域公共交通会議	
大沢地区自治会長会	日光市社会福祉協議会	
塩野室地区自治会長会	日光市観光協会	
日光地域自治会長会	日光市女性団体連絡協議会	
藤原地域自治会長会	環境省日光国立公園管理事務所	
足尾地域自治会長会	栃木県県土整備部都市政策課	
栗山地域自治会長会	栃木県日光土木事務所	

## (2) 策定組織（庁内策定組織設置要領）

### 日光市都市計画マスタープラン及び日光市立地適正化計画 庁内策定組織設置要領

#### （趣旨）

第1条 この要領は、日光市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び日光市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の庁内策定組織の設置及び所掌事項等について定め、策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

#### （庁内策定組織）

第2条 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の庁内策定組織は、次のとおりとする。

- (1) 策定検討委員会
- (2) 作業部会

#### （策定検討委員会の所掌事項）

第3条 策定検討委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案を策定し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 作業部会が提案する素案の審議・調整に関すること。
  - (2) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の調査研究に関すること。
- 2 策定検討委員会は、必要に応じ前項第2号の所掌事項について、作業部会において検討させることができる。

#### （策定検討委員会の組織）

第4条 策定検討委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 策定検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には建設部長をもって充てる。
- 3 委員長は、所掌事項を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### （作業部会）

第5条 策定検討委員会のもとに、部門別の作業部会を置く。

- 2 部門別の作業部会（以下「各作業部会」という。）の名称及び所掌事項は、別表第2のとおりとする。
- 3 各作業部会は、別表第2に定めるそれぞれの所掌事項について専門的に検討するとともに、素案を策定し策定検討委員会に提案するものとする。

#### （作業部会の組織）

第6条 各作業部会は、別表第3に掲げる部会員をもって組織する。

- 2 各作業部会に部会長、副部会長を置き、会長の指名によりこれを決定する。
- 3 各作業部会の部会長は、各作業部会の所掌事項を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議運営)

第8条 策定検討委員会の会議は委員長が、各作業部会の会議は各部会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長、各部会長は、それぞれの会議に関係職員の出席を要請することができる。

3 各作業部会は、合同で運営することができる。

(庶務)

第9条 策定検討委員会及び作業部会の庶務は建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

副市長	観光経済部長
企画総務部長	建設部長
財務部長	上下水道部長
地域振興部長	教育次長
市民生活部長	消防長
健康福祉部長	

別表第2 (第5条関係)

作業部会名称	所 掌 事 項
基本方針部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における都市構造及び基本方針に関すること
都市基盤・防災部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における都市基盤・防災に関すること
生活・福祉部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における生活・福祉に関すること
観光商工・文化部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における観光商工・文化に関すること

別表第3（第6条関係）

基本方針部会			
部会長	建設部長	部会員	地域振興課長
副部会長	都市計画課長	部会員	日光行政センター所長
部会員	総合政策課長	部会員	藤原行政センター所長
部会員	財政課長	部会員	足尾行政センター所長
部会員	資産経営課長	部会員	栗山行政センター所長
部会員	税務課長		

都市基盤・防災部会			
部会長	建設部長	部会員	建設課長
副部会長	都市計画課長	部会員	維持管理課長
部会員	総合政策課長	部会員	建築住宅課長
部会員	総務課長	部会員	水道課長
部会員	農政課長	部会員	下水道課長
部会員	環境森林課長	部会員	消防本部総務課長

## 2. 用語集

## あ行

用語	意味
インバウンド	外国人が日本を訪れる旅行のこと。
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた良好な状態のこと。
ウォークラブルなまちづくり	自動車に依存せず、歩くことを中心とした視点で、快適で魅力的なまちなかを創出する取組。
エコミュージアム	地域全体を一つの博物館に見立て、その中の自然や文化遺産などをそのまま保存・展示し、地域の自然や文化とふれあい、学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようとする概念のこと。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
屋外広告物	看板、広告塔、ポスターなど、屋外に設置・表示される広告物全般のこと。

## か行

用語	意味
開発許可	無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するため、一定規模以上の建築物の建築や土地の区画形質の変更を行う際に必要となる許可制度のこと。
街路	都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。人々の通行機能のほか、市街地の骨格を形成し、景観や防災空間を確保する役割も担う。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
既成市街地	すでに市街地として形成され、多くの建物が立ち並んでいる区域のこと。
既存ストック	既に整備されている道路、公園などの公共施設や観光・商業施設などのこと。
緊急輸送道路	大規模災害時に、救命救急活動や物資輸送のために通行を確保すべき重要な道路として指定された道路のこと。
区域区分（線引き）	市街化区域と市街化調整区域とを区分すること。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。

用語	意味
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。
交通結節点	駅前広場等の異なる交通手段を相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する場所のこと。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
国土強靱化地域計画	国・県と一体となって「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進することを目的とした、防災・減災のための計画。
こどもまんなか社会	令和5年4月に施行された「こども基本法」で示された基本理念。すべての子どもの権利を保障し、子どもが健やかに成長できることを社会の中心に据える考え方や、そのような社会そのものを指す。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会に対応し、居住機能や都市機能を中心部に集約（コンパクト化）させ、それらを公共交通網（ネットワーク）で結ぶまちづくりの考え方のこと。

## さ行

用語	意味
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
浄化槽	水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所や風呂場等からの雑排水（生活排水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。
ゼロエネルギー化（ZEH・ZEB）	省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した住宅や建物。
ゼロカーボンシティ	2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロの実現を目指すこと。

## た行

用語	意味
ターミナル	交通手段の結節点。異なる交通手段を相互に連絡する乗り継ぎ・乗り換えの施設（ターミナル駅やバスターミナルなど）のこと。
デマンド交通	利用者の事前予約により運行するバス等。運行方式、運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより多様な運行形態があります。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域が定められていない土地の区域及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定める地域。具体的な建築物の用途の制限は建築基準法において、地方公共団体の条例で定めることとされています。
都市計画区域	土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。 現在、本市では今市地域・日光地域・藤原地域に都市計画区域が定められています。
都市計画区域マスタープラン（区域マス） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	県が都市計画区域を対象に、広域的な見地から区域区分の決定の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即して定められます。
都市計画マスタープラン（市町村都市マス）	都市計画法第 18 条の 2 に基づいて市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋や、都市計画に関する基本的な考え方を明らかにするもの。
都市施設	道路、公園、下水道など円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上や良好な都市環境を確保するための施設。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき基礎調査を行い、土砂災害が発生した場合に、人命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

用語	意味
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

## な行

用語	意味
二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に、生活拠点（ホテル等を含む）を設ける暮らし方。

## は行

用語	意味
パーソナルモビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。超小型モビリティのこと。
バリアフリー	歩行者の階段解消や駅舎等でのエレベーター、エスカレーターの設置による段差解消等、社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。都市の風致とは、都市における自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観をいいます。
プロジェクションマッピング	プロジェクタ等の映写機器を用いて、立体物に映像を投影する技術のこと。
ポケットパーク	市街地などで街の一角などに設けられる小公園。わずかなスペースを活用して都市環境を改善しようとするもの。

## ま行

用語	意味
モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

## や行

用語	意味
ユニバーサルデザイン	性別や年齢、身体機能にかかわらずすべての人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。まちづくりにおいては、歩道の段差解消や駅舎等のエレベーター、エスカレー

用語	意味
	ターの設置(バリアフリー)、誰でもわかりやすい案内板の設置等がされていること。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。現在 13 種類の用途地域がある。

## ら行

用語	意味
ラストワンマイル	最寄り駅やバス停と自宅あるいは目的地の間の短距離や特定の敷地内、区域内等比較的狭い範囲内の移動や、物流においては配送拠点から実際に使われる場所までの最後の区間のこと。
リダンダンシー	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフラインを多重化したり、予備の手段が用意されている状態。
立地適正化計画	人口減少と高齢化を背景に、医療・福祉・商業施設や住居などを一定のエリアに誘導し、持続可能な都市経営を目指すための計画。

## わ行

用語	意味
ワーケーション	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

## A～Z行

用語	意味
DX(ディーエックス)	Digital Transformation の略で、デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること。
DIID(人口集中地区)	人口集中地区(Densely Inhabited District の略)。国勢調査の結果は、主として都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計されていますが、都市的地域(特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。)の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から設定されたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、「原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単

用語	意味
	位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域」
I C T (アイシーティー)	情報通信技術のこと。
M a a S (マース)	ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外の全ての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。利用者はスマートフォンのアプリを用いて、交通手段やルートを検索、利用し、運賃等の決済を行う例が多い。
S D G s (エスディージェーズ)	Sustainable Development Goals の略で、2015 年 9 月に国連総会で採択された持続可能な開発のための 17 の国際目標のこと。
N P O	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。



## 第2次日光市都市計画マスタープラン

発行 日光市  
〒321-1292  
栃木県日光市今市本町1番地  
<http://www.city.nikko.lg.jp>  
TEL. 0288(22)1111 (代表)

編集 日光市建設部都市計画課  
TEL. 0288(21)5102 (直通)

発行日 令和8年3月

